

国頭村観光危機管理計画



平成 31 年 3 月

国 頭 村

目 次

第1章 総則	1
1. 観光危機管理とは	1
1.1 観光危機管理計画の目的	1
1.2 観光危機管理計画の性格と位置づけ	1
(1) 本計画の性格	1
(2) 本計画の位置づけ	3
(3) 本計画の範囲	4
(4) 本計画における観光危機への対応の考え方	4
1.3 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義	5
(1) 「観光危機」の定義	5
(2) 「観光危機管理」の定義	5
1.4 本計画の必要性	6
(1) 国頭村観光の危機管理上の課題	6
(2) 国頭村の危機管理の必要性	6
1.5 国頭村観光の現況	7
(1) 国頭村の地勢	7
(2) 国頭村の観光の動向	8
(3) やんばる地域の国立公園指定	9
(4) 主要観光資源リスト	11
1.6 国頭村における災害の想定	16
(1) 想定される災害の範囲	16
(2) 国頭村における災害・危機の履歴	20
1.7 想定する観光危機	21
(1) 自然災害・危機	22
(2) 人的災害・危機	24
(3) 健康危機	26
(4) 環境危機	27
(5) 村外・県外で発生した災害・危機	28
1.8 想定する観光危機の優先性の考え方（被害規模と発生頻度の関係）	29
1.9 基本方針	31
(1) 基本的な考え	31
1.10 各段階での概要	32
(1) 平常時の減災対策（Reduction）	32

(2) 危機対応への準備 (Readiness)	32
(3) 危機への対応 (Response)	33
(4) 危機からの回復 (Recovery)	33
第2章 観光危機管理体制	34
2.1 観光危機管理体制の考え方	34
(1) 村の体制	34
(2) 一般社団法人国頭村観光協会・観光関連事業者の体制	36
(3) 国・県及び他の市町村との体制	36
2.2 危機管理体制構築の推進	36
第3章 平常時の減災対策 (Reduction)	38
3.1 観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備や、観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心・快適な観光地づくり	38
3.2 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化	45
3.3 地域住民や観光関連団体・事業者等への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成	48
第4章 危機対応への準備 (Readiness)	50
4.1 観光危機管理計画等・マニュアル・事業継続計画の策定促進、観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施	50
4.2 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化	53
4.3 要支援観光客への対応・支援体制の強化	56
4.4 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化	58
第5章 危機への対応 (Response)	60
5.1 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置	60
(1) 初動体制の設置【全ての危機に対応】	63
5.2 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化	67
5.3 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認	71
5.4 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応	73
5.5 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化	76
5.6 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給	79
5.7 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策	81
第6章 危機からの回復 (Recovery)	82
6.1 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置	82
6.2 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との	

連携強化.....	83
6.3 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施.....	84
6.4 観光危機後の国内・海外への正確な情報発信等による風評被害対策.....	86
6.5 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施.....	88
6.6 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施.....	90
第7章 計画の効果的な実現.....	91
7.1 観光危機管理マニュアルの策定と訓練の実施.....	91
7.2 計画の進捗管理、見直し.....	93
第8章 各様式について.....	94
8.1 避難情報・被災情報報告様式（第一報様式）.....	95
8.2 観光客の氏名等個人情報を把握する様式（第二報様式）.....	96
第9章 資料編.....	97
9.1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧.....	97
(1) 指定緊急避難場所・指定避難所.....	97
(2) 津波避難所リスト.....	100
9.2 村内主要観光施設と津波浸水想定状況.....	101
9.3 村内宿泊施設と津波浸水想定状況.....	102
9.4 国頭村観光危機管理体制および連携が必要な機関の連絡先一覧.....	103
(1) 宿泊事業者.....	103
(2) 観光関連施設.....	104
(3) マリン事業者.....	105
(4) 森林ガイド事業者.....	105
(5) 公的団体および防災上重要な施設.....	106

第1章 総則

1. 観光危機管理とは

1.1 観光危機管理計画の目的

国頭村は、沖縄本島の北端に位置し、豊かな自然に恵まれ、文化財や史跡、伝統芸能などの魅力的な観光資源も多く有する地域である。

貴重な亜熱帯林であるやんばるの森は、平成 28 年 9 月に「やんばる国立公園」に指定され、引き続き、世界自然遺産への登録に向けた取組を推進している。

さらに、国頭村は、スポーツ振興にも力を入れ、施設の整備やスポーツ合宿の誘致にも取り組み、国頭村の魅力をアピールしているところである。

国は、「観光立国の実現」を国家戦略として位置づけ、国内全体で積極的な観光政策を展開しており、沖縄県も国内有数の観光地として、毎年多くの観光客が国内外から訪れており、今後も、沖縄県の主要な産業として、観光産業の振興が重要な役割を果たすものと考えられる。

しかしながら、近年は世界的に不安定な経済状況や新型インフルエンザなどの世界的流行、紛争やテロの発生、さらに東日本大震災などさまざまな社会的影響を受ける形で入域観光客数に負の影響を与える事象が発生している。

そのような社会環境の中、沖縄県では観光産業に負の影響を与えるさまざまな危機への対応として「沖縄県観光危機管理基本計画（平成 27 年 3 月）」を策定した。

国頭村においても、増加する国内・海外からの観光客への対応や、災害時の県・北部 12 市町村広域事務組合との連携・役割等の強化を図るため、「沖縄県観光危機管理基本計画」に即した「国頭村観光危機管理計画」を策定し、安心・安全・快適な観光を提供するとともに、国頭村の観光ブランドの確立を図るものである。

1.2 観光危機管理計画の性格と位置づけ

(1) 本計画の性格

本計画は、国頭村が観光施策を進める上で、観光危機管理に関する総合的な基本計画として位置づけ、国頭村の観光危機管理に関する総合的な基本計画となる。既存計画である「国頭村地域防災計画」や「国頭村観光振興基本計画」に基づき、観光危機管理対策の「基本方向」や「基本施策」を示し、村民をはじめ、行政、一般社団法人国頭村観光協会、その他観光関連団体、観光関連事業者等が、観光危機の際に各主体の自発的な活動の指針と

なるよう定めたものである。

また、村で定めている他の既存計画である「国頭村地域防災計画」、「国頭村国民保護計画」、「新型インフルエンザ対応計画」等で定める対策等について、観光分野が担う役割を明確化し、観光危機発生時の観光客への対応について観光客の特徴を踏まえ、安全確保や観光産業の早期復興・事業継続支援等の基本的な取組を示すものである。

なお、本計画で定める観光危機管理対策について、既存計画で定められている場合は、当該既存計画に基づいて観光分野に係る対応を行うものとし、既存計画で定められていない場合は、本計画に基づいて対応を行うものとする。

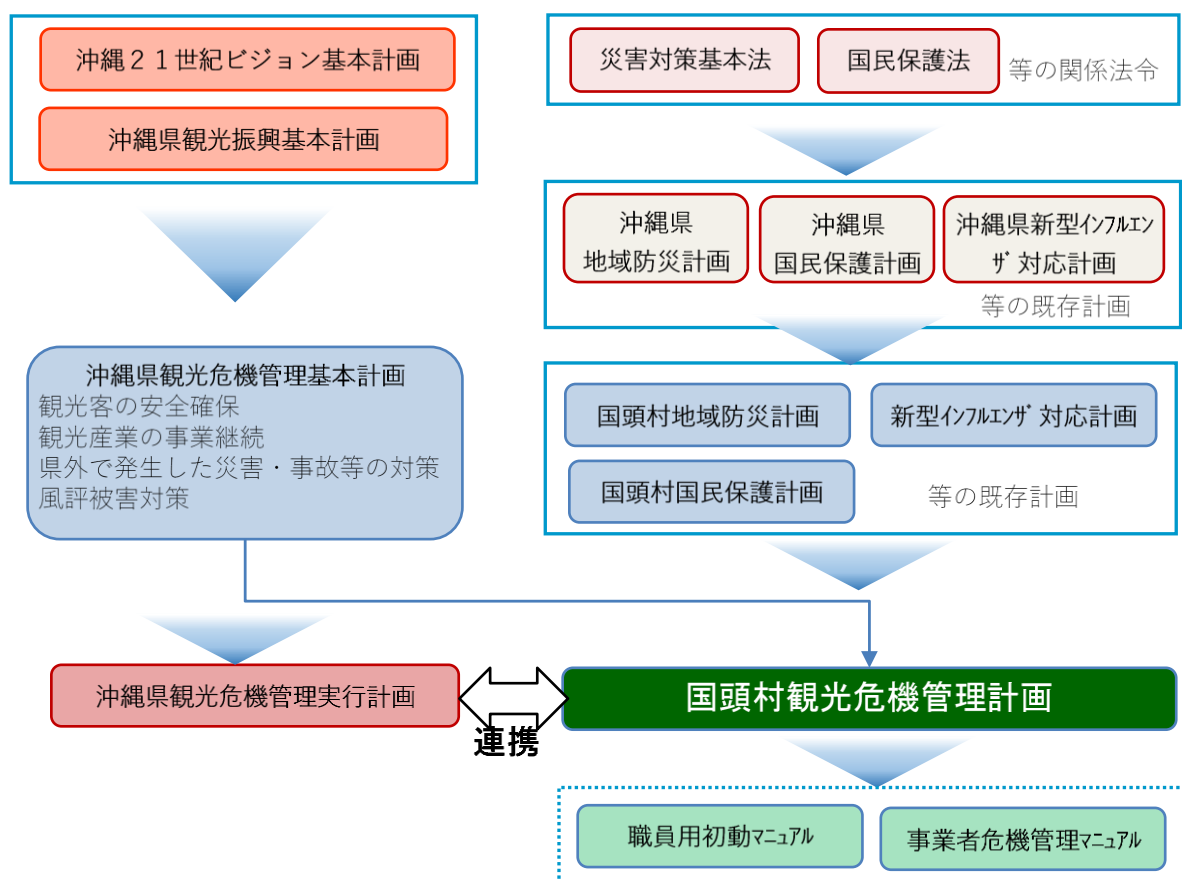
また、本計画は継続的に見直しを行うもので、以下のような変化への対応を想定する。

- ① 国内外の社会情勢の変化や観光市場の動向
- ② 観光客の旅行形態等の変化
- ③ 村内や近隣市町村における観光関連施設の増加、大規模観光施設の誘致
- ④ 観光危機管理計画による訓練や防災訓練等より得られた課題への対応
- ⑤ 関連する各種取組による実現性
- ⑥ 関連する既存計画の見直し 等

(2) 本計画の位置づけ

観光分野における危機管理対策となる本計画と既存計画の関係は下図のようになっている。上位となる諸計画（地域防災計画、国民保護計画等）や関連計画との整合・連携を図りながら実行可能な計画とする。

そのため、関連計画が見直された際には、本計画の整合を図る必要がある。



(3) 本計画の範囲

本計画で対象とする観光危機の範囲は、国頭村の観光に直接的・間接的（風評被害を含む）影響を与えと考えられる災害・危機とし、下記に掲げるものを想定する。

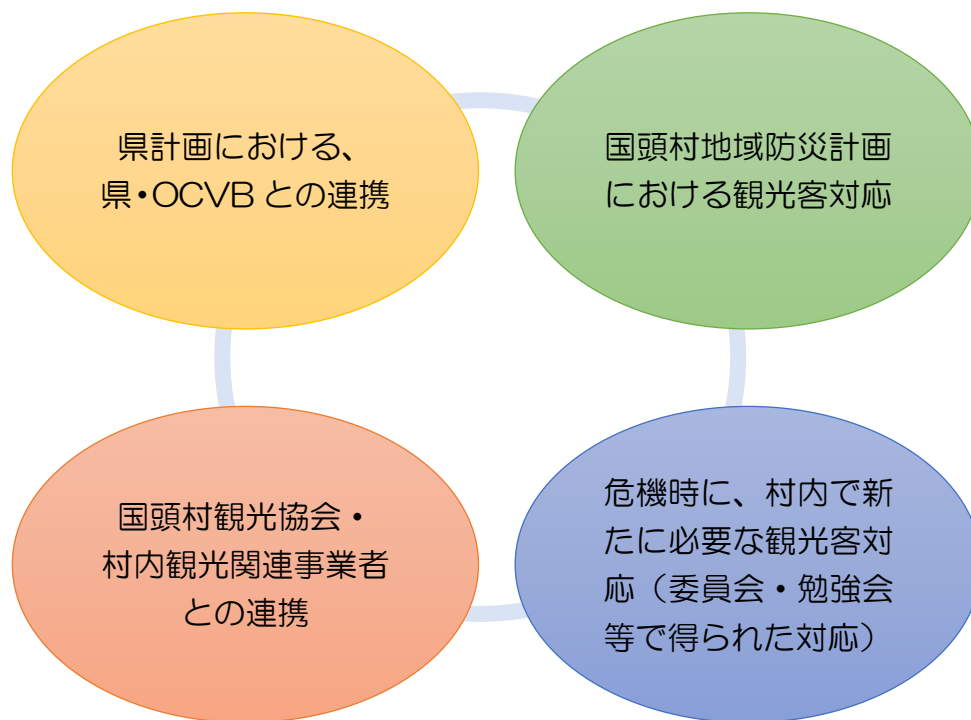
1. 自然災害・危機
2. 人的災害・危機
3. 健康危機
4. 環境危機
5. 村外・県外で発生した災害・危機

(4) 本計画における観光危機への対応の考え方

本計画における観光危機への対応は、以下のようになっている。

- ・ 県計画による関連機関との連携を検討し本計画に記載する。
- ・ 国頭村地域防災計画における観光客対応を具体化し、本計画に明示し対応を検討する。
- ・ 国頭村観光協会・村内観光関連事業者との連携を図る。
- ・ 本計画策定時における、新たに必要な観光客対応を検討し追加する。

【国頭村観光危機管理計画の考え方】



1.3 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

(1) 「観光危機」の定義

本計画において想定する観光危機とは、台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症などの災害・事故等の発生により、本村に訪れている観光客や、村内の観光産業に甚大な被害をもたらし、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない県内又は県外で発生する危機や風評被害等をいう。

風評被害については、実態が無い、又は非常に小さく、村内への影響は無いにも関わらず、本村を含む県内全体が甚大な被害を受けているような報道がされ、観光客の減少等が考えられる場合も含まれる。

(2) 「観光危機管理」の定義

観光危機管理とは、本村に訪れている観光客や、村内の観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことをいう。

1.4 本計画の必要性

(1) 国頭村観光の危機管理上の課題

沖縄本島北部の国頭村は、豊かな自然に恵まれて、特有の生態系、並びに固有の文化・歴史など、他にはない様々な観光資源を有しており、国立公園の指定、世界自然遺産登録に向けた取組により、自然体験を求める観光客の増加が見込まれ、外国人観光客の増加も見られる。

さらに、本村はスポーツ振興にも力を入れ、施設の整備やスポーツ合宿の誘致にも取り組み、国頭村の魅力をアピールしているところであり、スポーツに関わる団体の合宿や、イベント開催時にはより多くの人数が訪れており、災害が起こった際には情報伝達手段等の検討が必要である。

地理的には、沖縄本島の最北端であり、空港からの距離や交通アクセスの面、災害時の土砂災害等の影響により観光客が帰宅困難となる可能性があり対応が求められる。

このように、本村の観光産業に負の影響を与える観光危機（台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症等）に関し、観光危機管理の基本的な対応等を定め、平常時から観光施設の減災対策、観光危機発生時の観光客への迅速かつ確実な情報発信、移動困難となった際の対応策の検討、外国人観光客にも対応した観光危機管理計画の策定が求められる。

(2) 国頭村の危機管理の必要性

本村では、国頭村地域防災計画等の既存計画により、災害時における対応が実行されている。本計画では、災害等の危機発生時に、既存計画で対応しきれない観光分野に特化した計画として、以下のような観光客の特性に合わせて策定する。

【観光客の特性】

- ①観光客は土地勘が無く、危機発生時にどう行動すべきかわからない
- ②地域防災計画では住民が対象であり、観光客対応が不十分である
- ③観光客を早期に安全に帰宅させる必要がある
- ④観光産業に影響を与える危機は、自然災害だけではない
- ⑤早期から観光復興への対応が必要である
- ⑥風評は観光復興の最大の敵であり、迅速な対応が必要である

1.5 国頭村観光の現況

4

(1) 国頭村の地勢



国頭村は、沖縄本島最北端に位置し、約北緯 26°、東経 128° にあり、東は太平洋、西は東シナ海に面している。

中央部に沖縄本島最高峰の与那覇岳（503m）をはじめ、大小幾多の連山が起伏している。

この緑豊かな山々を源とする多くの河川は、水清く豊富な水量を有しており、沖縄県本島部の主要な水源地となっている。

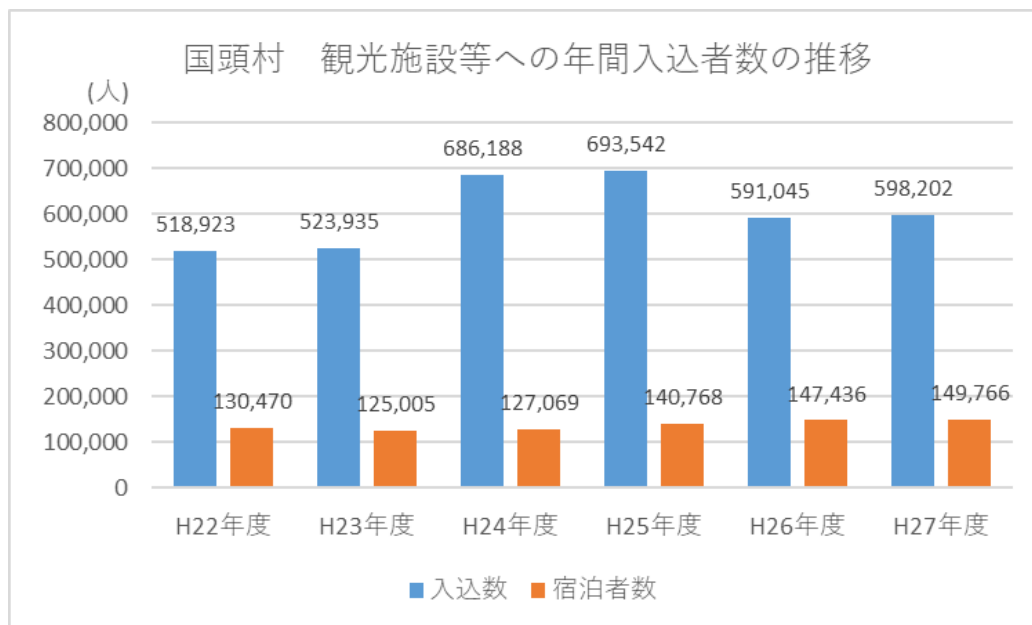
地形は、山地が海岸まで迫っていることから平野部に乏しく、国頭村土地利用の約 84%は森林である。

県庁所在地の那覇市から約 100 km、沖縄本島北部の中心都市である名護市から約 30 kmに位置している。

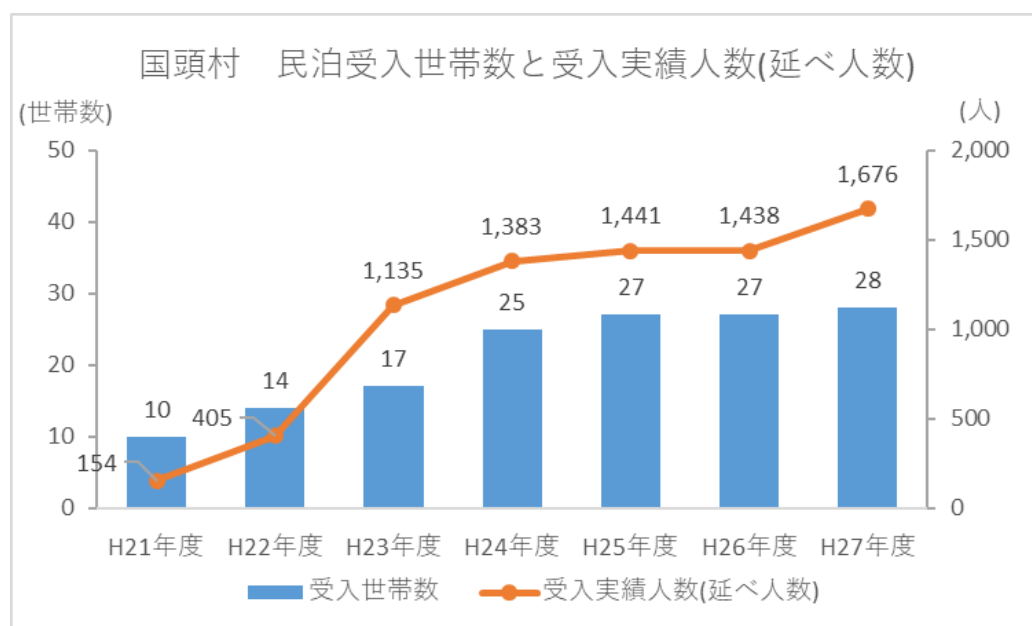
(2) 国頭村の観光の動向

本村の年間入込客数は、約 60～70 万人の水準で推移している。平成 28 年、国内 33 番目の国立公園として「やんばる国立公園」が新たに指定され、観光客の増加が期待される。

民泊受入世帯数及び受入実績人数は年々増加しており、平成 27 年度時点で 1,676 人を受け入れている。



出典：国頭村観光振興計画 平成 29 年 3 月



出典：国頭村観光振興計画 平成 29 年 3 月

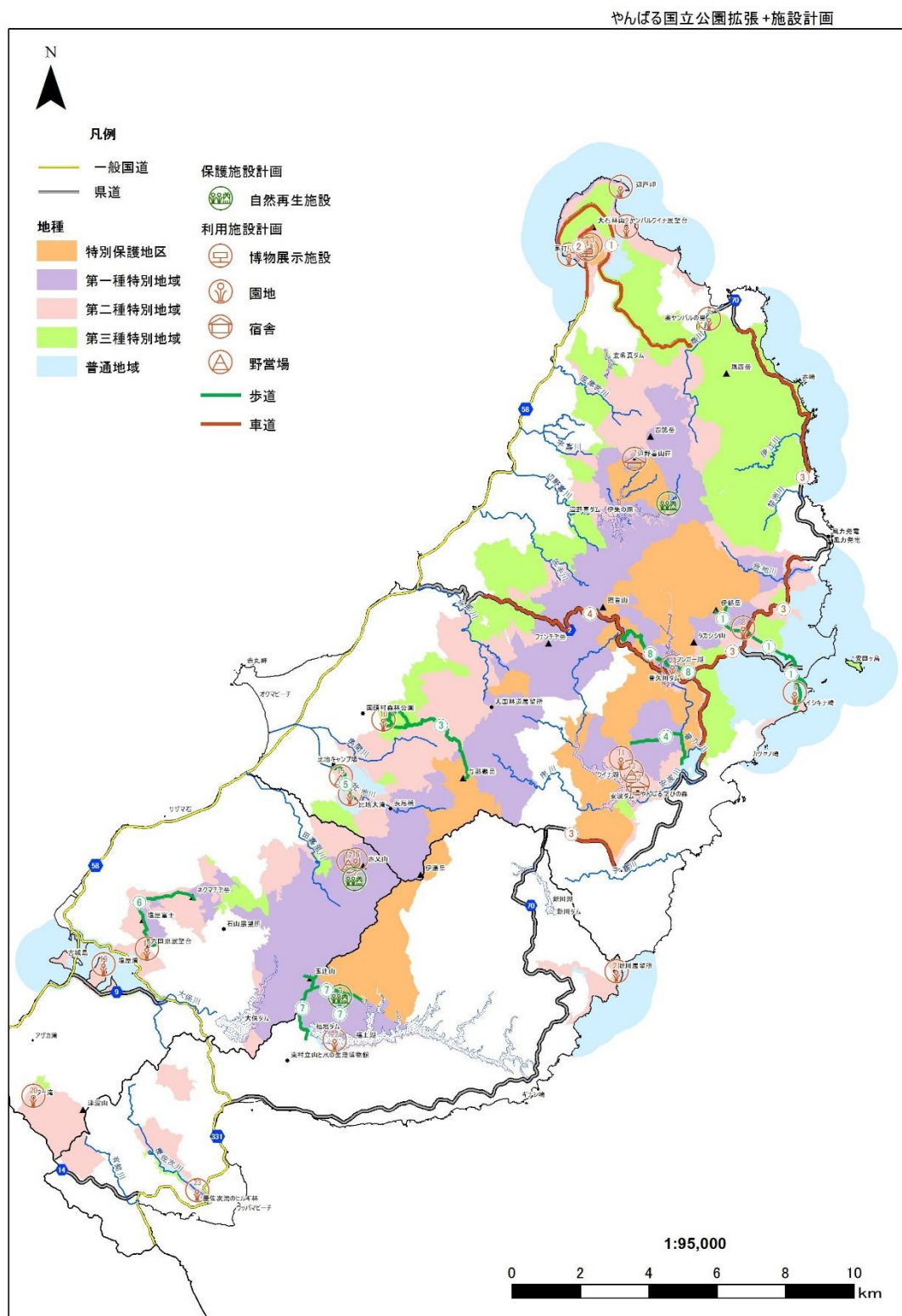
(3) やんばる地域の国立公園指定

やんばる国立公園は、平成 28 年 9 月 15 日に 33 番目の国立公園として指定された。

国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がり、ヤンバルクイナなど多種多様な固有動植物及び希少動植物が生息し、石灰岩の海食崖やカルスト地形、マングローブ林など多様な自然環境を有している。

亜熱帯の大自然での景勝地めぐり、トレッキング、カヌーなどのレジャーが盛んに行われ、訪れる観光客が豊かな自然とふれあう場となっている。

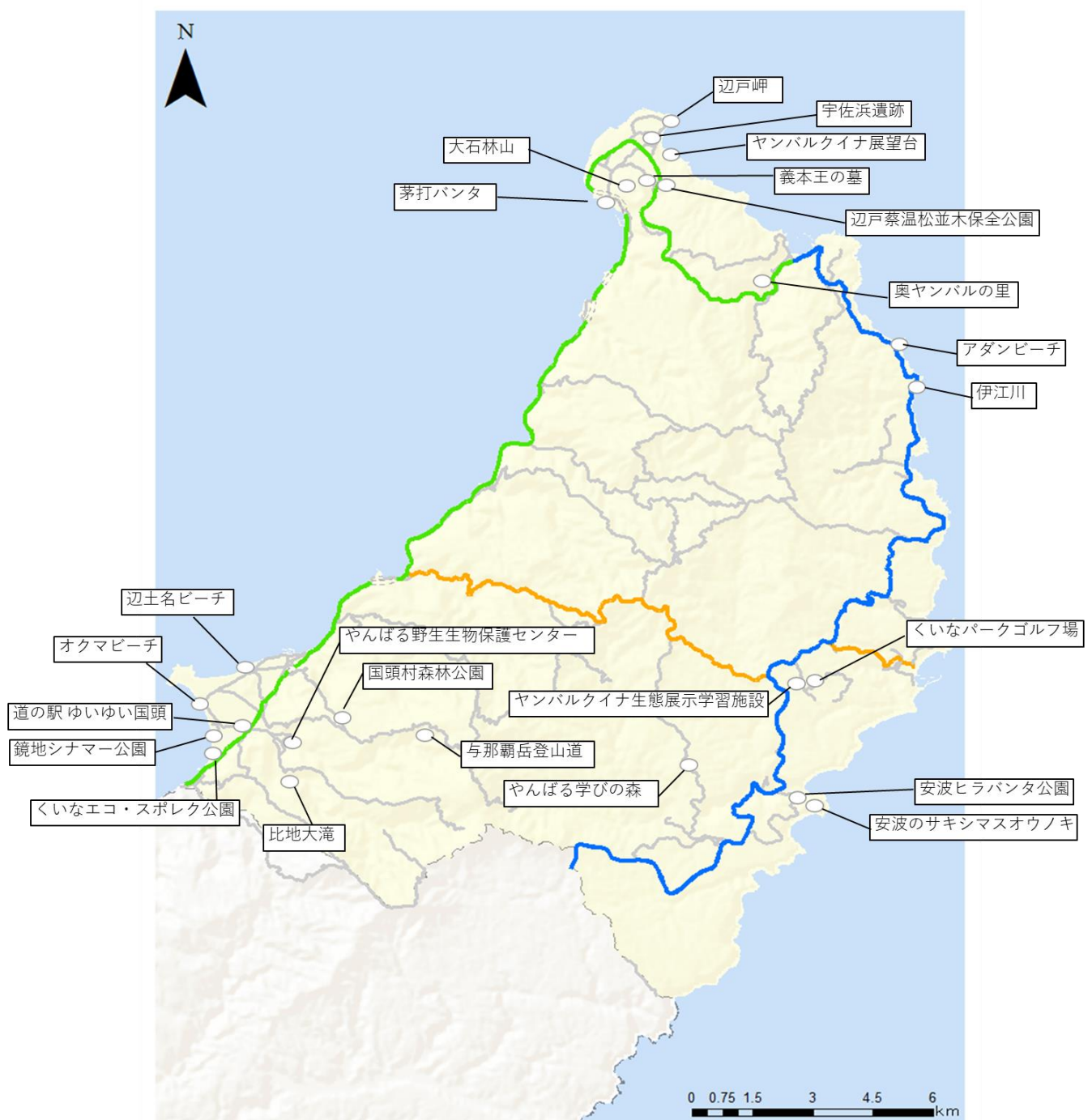
■やんばる国立公園 区域図



出典：環境省 HP

(4) 主要観光資源リスト

年間来場者 15 万人を超える「道の駅ゆいゆい国頭」やスポーツキャンプ地になっている「くいなエコ・スポレク公園」など、本村の主な観光施設は辺土名地区に集中し、村内の玄関口として観光の拠点になっている。



■ 国頭村の主な観光施設

観光施設	所在地	概要	利用者・観光客数
くいなエコ・スポレク公園	国頭村浜 502	野球、陸上、サッカー等のスポーツ施設	46,824 人 [H29 年度]
鏡地シナマー公園	国頭村字鏡地 142-10	パークゴルフ場、テニスコート	18,170 人 [H29 年度]
国頭村森林散策路 (クロスカントリーコース)	国頭村字辺土名 1094-303	1 周 1.5km、幅員 3.5m	
オクマビーチ	国頭村字奥間 913	ホテル管理 (オクマプライベートビーチ & リゾート)	
辺土名ビーチ	国頭村辺土名		
アダンビーチ	国頭村楚洲		
道の駅ゆいゆい国頭	国頭村字奥間 1605	観光物産センター	年間 15 万人超
やんばる 3 村観光連携拠点施設・やんばる 3 村観光案内所	国頭村字奥間 1569-1	国頭村観光協会	
比地大滝	国頭村比地	入口から滝まで 1.5km、片道約 40 分	27,371 人 [H29 年度]
比地大滝キャンプ場	国頭村字比地 781-1	キャンプサイト 14 ヲ所	
与那覇岳	国頭村奥間	登山道往復約 3,000m	
辺戸岬	国頭村辺戸	沖縄本島最北端の岬	推定数 248,834 人 [H29 年度]
茅打ちバンタ	国頭村宜名真	高さ約 80m の断崖	
ヤンバルクイナ展望台	国頭村辺戸		
大石林山	国頭村宜名真 1241	熱帯カルスト地形、亜熱帯の森を散策するコース	78,425 人 [H29 年度]
安田くいなふれあい公園	国頭村安田 1477-35		
ヤンバルクイナ生態展示学習施設	国頭村安田 1477-35	実際に生息するヤンバルクイナを観察	15,288 人 [H29 年度]
くいなパークゴルフ場	国頭村安田 1477-35	36 ホール (県内最大)	5,399 人 [H29 年度]
やんばる野生生物保護センター ウフギー自然館	国頭村比地 263-1	展示室、映像・レクチャールーム	
やんばる学びの森	国頭村字安波 1301-7	環境学習の拠点施設、ツアープログラム、オートキャンプ場等	20,748 人 [H29 年度]
国頭村森林公園	国頭村字辺土名 1094-1	遊歩道約 3,000m、バンガロー、オートキャンプ場等	
やんばる森のおもちゃ美術館	国頭村字辺土名 1094-2		12,452 人 [H29 年度]
奥ヤンバルの里	国頭村奥 1280-1	奥川沿い、交流館、コテージ 8 室	
義本王の墓	国頭村辺戸	国頭村指定文化財(建造物)	

■ 国頭村の主なイベント

本村では、年間を通じて以下のようなイベントが開催されている。本計画では、イベント開催時に危機が発生した場合も想定し、イベントに参加している観光客の安全を確保し、観光産業の継続的な発展を目的とした計画を策定する。

開催時期	イベント	場 所	概 要	参加者数
1 月	スポーツキャンプ[FC 東京]	かいぎんフィールド 国頭	プロサッカーチームキャンプ	
	国頭村産業まつり	国頭村観光物産センター、国頭村森林公園	村内の農林水畜産物を販売、体験イベント	5,079 名 [H31 年]
2 月	スポーツキャンプ[北海道日本ハムファイターズ]	かいぎんスタジアム 国頭	プロ野球チームキャンプ	
3 月	全国ふれあいパークゴルフ大会	くいなパークゴルフ場、くにがみ鏡地パークゴルフ場	パークゴルフ愛好者が県内外から参加	294 名(うち県外 179 名)(2 日間) [H31 年]
	オクマかりゆし海開き	オクマリゾートビーチ & リゾート	宿泊客と地元住民が参加、神事の儀、ハリー大会等	500 名 [H30 年]
5 月	奥ヤンバル鯉のぼり祭り	奥ヤンバルの里 河川公園	河川敷に約 800 匹の鯉のぼりが揚げられる	23,462 名 (3 日間) [H30 年]
8 月	安田のシヌグ	安田公民館	国の重要無形民俗文化財、400 年続く伝統祭祀	400 名 [H27 年]
	国頭村まつり	国頭中学校グラウンド	森林セラピートゥアー、ハリー大会、ステージライブ、花火等	3,750 名(2 日間) [H30 年]
9 月	安波ダム・クイナまつり	やんばる学びの森、安波ダム湖周辺	湖面遊覧、ダム施設見学、森林ガイトウォーク等	1,535 名 [H30 年]
	海神祭(ウンジャミ)	与那区、比地区	地域の繁栄を祈う古式行事	
	奥間大綱引き	奥間小学校グラウンド	隔年(旧 8 月 15 日)開催、歴史ある大綱引き、提灯行列	
	恋し鏡地まつり	鏡地運動場	唄大会	
10 月	ヤンバルクイナカップ沖縄県小学生駅伝競走大会	国頭村 くいなエコ・スポーツ公園	県内小学生対象、公園周回コース(9.0km)を走る	197 名 [H30 年]
	国頭村文化福祉まつり	国頭村立総合体育館、国頭中学校グラウンド	展示、講座、体験コーナー等	326 名 [H30 年]
11 月	ツール・ド・おきなわ	北部地域	国際自転車ロードレース、市民レース部門、サイクリング部門	4,741 名(海外 394 名) [H28 年]
	宜名真フヌイユまつり	宜名真漁港	伝統漁法釣り体験	
	辺土名大通りまつり	辺土名大通り	歩行者天国、パレード、ステージライブ等	

開催 時期	イベント	場 所	概 要	参加者数
12 月	国頭トレイルランニング 大会	国頭村森林公園	森林公園の自然道を走る	1,677 名(うち 県外 252 名) [H30 年]

■ 国頭村 種類別の宿泊施設

本村内に立地する宿泊施設は以下のようになっている。

宿泊施設のタイプでは、「民宿」が15件と最も多いが、客室数・収容人員では「ホテル・旅館」が最も多くなっている。

平成29年12月31日現在

	軒数	客室数	収容人員
ホテル・旅館	8	289	958
民宿	15	52	147
ペンション・貸別荘	4	9	43
ドミトリー・ゲストハウス	1	2	6
ウィークリーマンション	0	0	0
団体経営施設	0	0	0
ユースホテル	0	0	0
合計	24	344	1,127

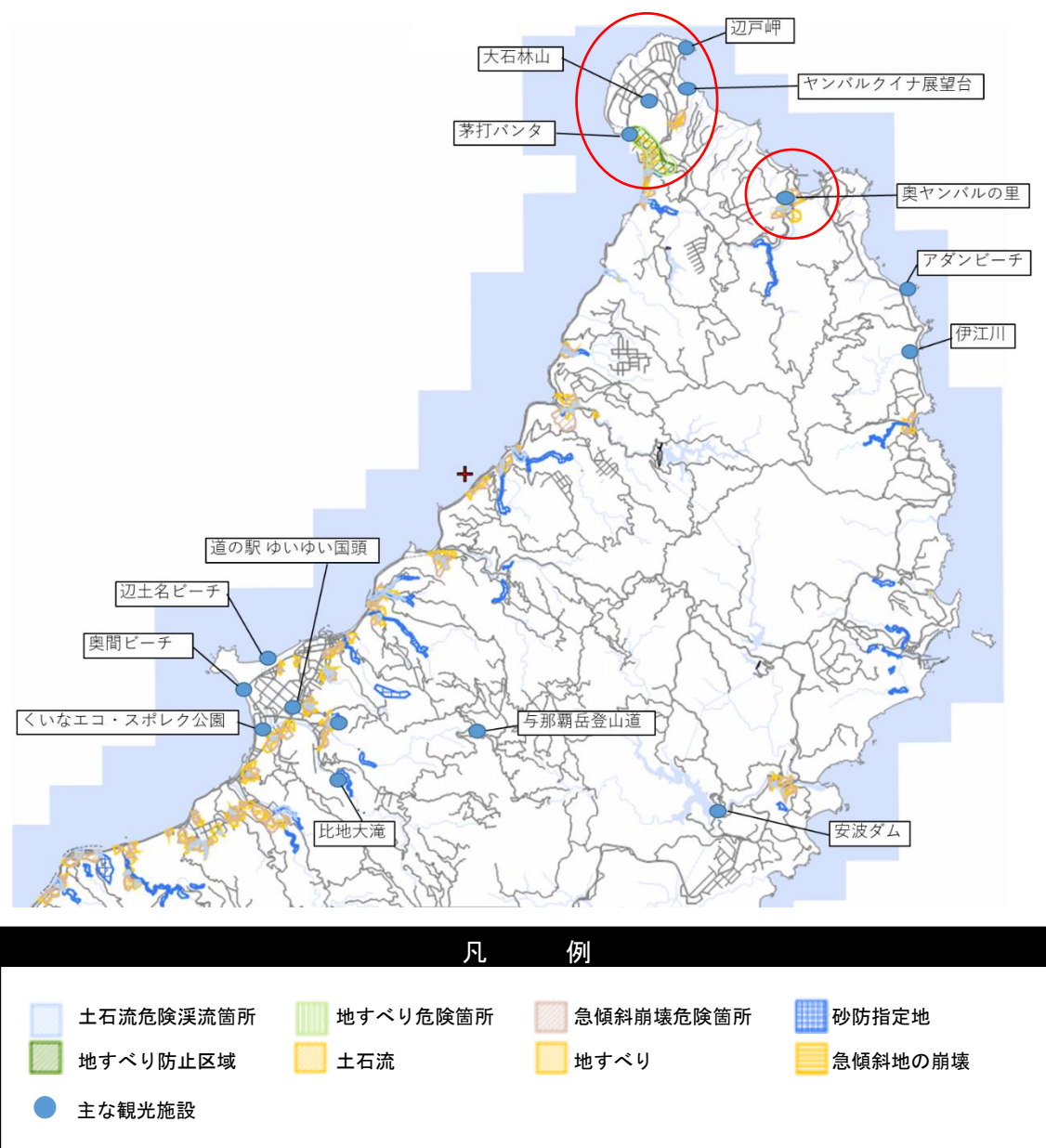
出典：平成29年版観光要覧 沖縄県

1.6 国頭村における災害の想定

(1) 想定される災害の範囲

①土砂災害危険箇所

- ・ 国道 58 号宜名真付近の沿岸部において、地すべり警戒区域に指定されており、奥や辺戸に滞在する観光客が取り残される可能性がある。



出典：沖縄県地図情報システム

②津波浸水想定図

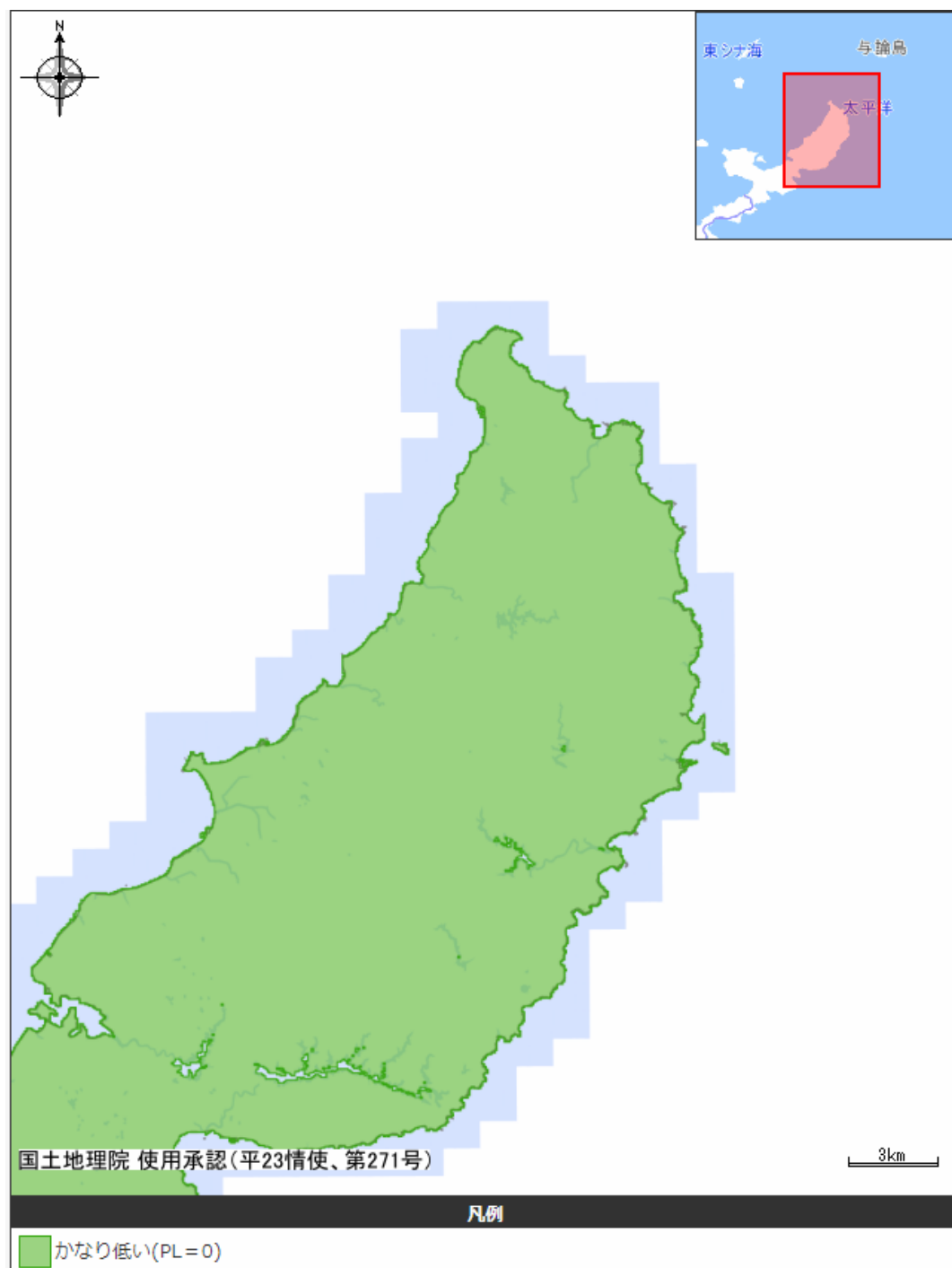
- ・本村の津波浸水想定では、沿岸の平地部に津波被害の危険性が見られる。主な観光施設が集中する辺土名地区での、観光客を対象とした津波避難体制が必要と考えられる。



出典：平成 27 年沖縄県津波浸水想定

③液状化危険度分布図

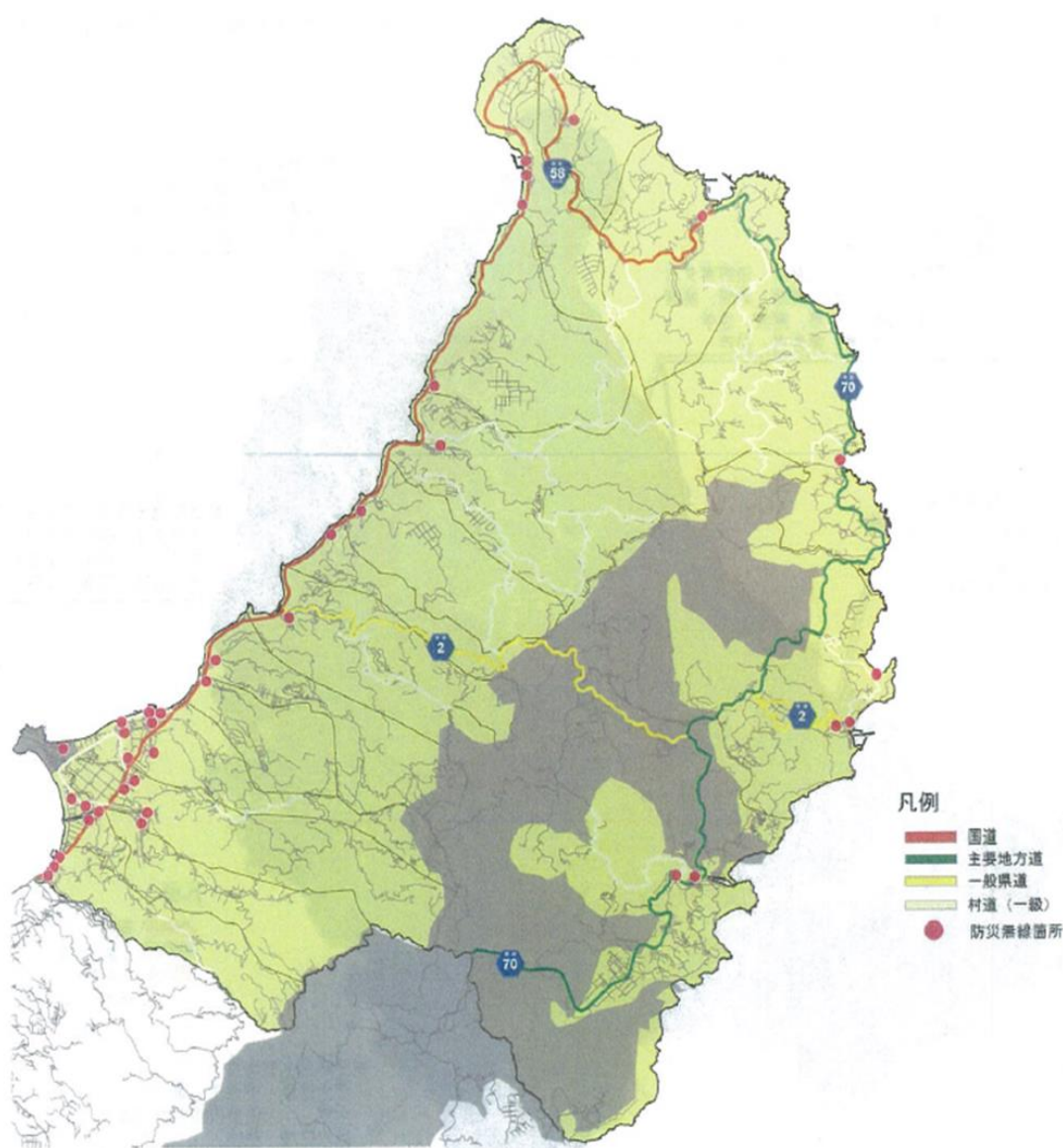
- ・液状化危険度は、村全域で「かなり低い」となっている。



出典：沖縄県地図情報システム

④防災行政無線位置図

- ・ 本村の防災行政無線の設置状況は以下のようになっている。主に地域住民を対象として集落のある場所に設置されており、観光地における情報伝達が困難である可能性がある。
- ・ 村内にある防災行政無線は、すべての観光施設をカバーできていない。



出典：国頭村地域防災計画 平成 27 年度

(2) 国頭村における災害・危機の履歴

■国頭村 災害の履歴

年月日	種別	被害状況
平成 24 年 8 月	台風 15 号	その他：文教施設 2 箇所、道路 33 箇所、河川 1 箇所
平成 24 年 9 月 16 日	台風 16 号	住家被害：床上浸水 13 棟、床下浸水 32 棟 その他：文教施設 9 箇所、道路 7 箇所、被害船舶 12 隻、観光施設 7 箇所
平成 24 年 9 月 29 日	台風 17 号	住家被害：一部破損 19 棟、床上浸水 12 棟、床下浸水 13 棟 その他：文教施設 7 箇所、道路 20 箇所
平成 25 年 10 月	台風 24 号	住家被害：一部破損 2 棟 非住家：公共建物 5 棟 その他：電話 2 回線、ブロック塀等 2 箇所
平成 26 年 7 月 10 日	台風 8 号	住家被害：床下浸水 3 棟 その他：道路 15 箇所、崖くずれ 12 箇所
平成 26 年 10 月	台風 19 号	住家被害：半壊 1 棟 その他：道路 16 箇所、河川 1 箇所、崖くずれ 12 箇所
平成 27 年 7 月	台風 9 号	農林水産施設被害 16,930 千円、農産被害 9,767 千円
平成 27 年 7 月	台風 12 号	その他：道路 2 箇所
平成 27 年 8 月	台風 15 号	農産被害 516 千円
平成 29 年 6 月	大雨警報	その他：道路 1 箇所

※村資料より作成

■国頭村 過去の主な浸水被害

河川名	災害年月日	災害原因	浸水被害(戸)	最大 1 時間降水量(mm)	整備状況
比地川・宇良川	昭和 41 年 5 月	豪雨	151	不明	中断
比地川・奥間川	平成 7 年 6 月	豪雨	10	77	中断

出典：沖縄県における水害・土砂災害対策等の当面の進め方 平成 28 年 6 月

1.7 想定する観光危機

本計画において想定する観光危機とは、本村の観光に直接的・間接的（不評被害を含む）に負の影響を与えると考えらえる災害・危機とする。

具体的には、以下に示す5つの種別（自然災害・危機、人的災害・危機、健康危機、環境危機、村外で発生した災害・危機）とし、それぞれ想定する危機について示す。

観光危機管理では、村内の観光関連施設やイベント開催時の来場者数について、ピーク時の最大人数を想定し、その人数が滞在している時に災害や危機が発生した場合でも対応できるようにし、「想定外」を作らないことが重要である。

①自然災害・危機	②人的災害・危機	③健康危機	④環境危機	⑤県外で発生した災害・危機
地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）等	ホテル等の大規模火災、大規模交通麻痺、大規模停電、広範囲な通信障害、武力攻撃、テロ、凶悪犯罪等	麻疹・新型インフルエンザ等の感染症、大規模食中毒、有害生物等の異常発生等	赤土流出、大気汚染、自然破壊等	県外で発生した①～④の災害・危機において村の観光や沖縄観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等

■ 過去に観光産業を襲った災害・危機の例

分類	時期	災害・危機	観光への負の影響
自然災害・危機	2004年12月	スマトラ島沖地震	津波によりアジアの海浜リゾート地において、ホテル等の観光関連施設の倒壊・浸水など甚大な被害を受けた。
	2010年4月	アイスランド火山噴火	火山灰により西・北ヨーロッパを発着する航空機の欠航が長期間続いた。代替移動機関としての地上交通網も混乱をきたした。
	2011年3月	東日本大震災	放射性物質による汚染を懸念した諸外国・地域が日本への渡航延期・自粛勧告を行った。勧告解除後も、訪日旅行・国内旅行ともに東北～関東方面の旅行控えが長期間続いた。
	2018年7月	平成30年7月豪雨	西日本を記録的な豪雨が襲い、甚大な被害が発生。直接被害が無い地域でも、観光客のキャンセルが相次ぐ。
人的災害・危機	2001年9月	米国同時多発テロ	アメリカへの渡航者数が激減しただけでなく、相次いで発生した関連テロによりヨーロッパへの旅行客も減少。日本でも、米軍基地のある沖縄県が風評被害により、観光や修学旅行のキャンセルが相次いだ。
	2010年4月	メキシコ湾原油流出事故	環境汚染や海産物汚染が懸念され、フロリダ州やルイジアナ州など原油が漂着した州のビーチや近隣のカリブ諸国への旅行控えが生じた。
健康危機	2003年3月	SARS	世界保健機関(WHO)が中国南部と香港への渡航に対する勧告を行った。これにより観光客やビジネス客が激減し、SARS流行地域を発着する航空路線は軒並み大幅な減便を行った。

	2009～ 2010 年	新型インフル エンザ (H1N1)	新型インフルエンザの世界的流行により、発症者・死者が確認された国・地域への観光・業務渡航が自粛され、観光業・運輸業に大きな影響を受けた。
	2018 年	はしか	4 年ぶりとなるはしか患者が報告され、台湾から沖縄本島への観光客男性が発生源となり広まった。沖縄県への観光渡航が自粛され、観光客のキャンセルが相次いだ。

(1) 自然災害・危機

自然災害・危機とは、地震、津波（地震の揺れを伴わない場合も含む）、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）等を想定する。特に代表される危機は以下のとおりであり、多くの観光客が被災・帰宅困難な状況になる可能性があるほか、観光客数の大幅な減少が長期間継続するものを想定する。

■ 代表的な危機と例示事象

分類	例示事象の内容
地震・津波	・震度 6 弱以上の揺れを観測する。 ・「大津波」の津波警報が発表され、3m 以上の津波を観測する。
津波（地震の揺れを伴わない）	・遠方を震源とする地震により、「大津波」の津波警報が発表され、各地で 3m 以上の津波を観測する。
台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）	・5 日（120 時間）後に予報円（台風の中心位置）内に入る台風進路予報が発表される。 ・超大型（風速 15m/s 以上の半径 800m 以上）で、猛烈（最大風速 54m/s 以上）な台風が発達する。 ・日降水量は 300mm を超える状況となる。 ・台風の最接近により、2 日以上にわたり暴風域内に入る。 ・台風による高潮で沿岸部を中心に浸水被害を受ける地区がある。 ・道路の冠水が発生する。 ・停電による通信障害が発生する。 ・台風や大雨により土砂崩壊が発生し、道路の寸断等の被害が発生する。

■ 村内で想定される具体的な状況

分類	危機が発生する場所	状況	被害想定
地震・津波	道の駅 ゆいゆい国頭	・地震の揺れにより、商品の陳列が崩れ、利用者が負傷する。	利用者:年間 15 万人
	国頭村まつり	・祭り開催中に地震が発生し、津波警報が発令される。逃げ遅れた観光客が津波に巻き込まれる。	ピーク時の来場者：2,450 人
	奥ヤンバル鯉のぼり祭り	・祭り開催中に地震が発生し、津波警報が発表される。	来場者:23,462 名(3 日間、平均 7,820 人/日)
	オクマプライベートビーチ&リゾート	・地震が発生し、津波警報が発表される。逃げ遅れた宿泊客が津波に巻き込まれる。	客室数:184 室

津波（地震の揺れを伴わない）	国頭村まつり	・祭り開催中に遠方を震源とする地震が発生、津波警報が発表される。	ピーク時の来場者：2,450 人
台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）	奥ヤンバル鯉のぼり祭り	・祭り開催中に多くの来場者がいる中で突風が発生する。	来場者:23,462 名(3 日間、平均 7,820 人/日)
	村内各所	・台風の影響により、長期間航空機の運休が続き、帰宅困難な観光客が村内に留まる。	
		・台風被害による停電、浸水等により、観光施設等で営業困難な状況となる。	
	宜名真辺戸	・地すべり、土砂崩れにより道路が寸断。観光客の乗るレンタカーが被災する。 ・道路が寸断され、観光客が取り残される。	

(2) 人的災害・危機

人的災害・危機とは、遭難、宿泊施設等の大規模火災、大規模交通麻痺、大規模停電、広範囲な通信障害、武力攻撃、テロ、凶悪犯罪、風評等を想定する。特に代表される危機は以下のとおりである。

■ 代表的な危機と例示事象

分類	例示事象の内容
遭難	・エコツアーリズム等を目的とした入山者が遭難し、救助を要する。
大規模火災	・観光施設等で火災が発生し延焼。
船舶事故	・船舶の事故により油の流出が発生、沿岸部が汚染される。
大規模停電	・台風等の被害により、送電線が損傷し、大規模停電が発生、復旧に時間を要する。
広範囲な通信障害	・台風等の影響により、停電や伝送路が故障し、携帯電話サービスに障害が発生する。
テロ	・イベント会場や集客施設等を狙ったテロ攻撃により来場者が被害を受ける。
犯罪	・不特定多数の人がいる場所で刃物を振り回す。
爆発	・観光施設内やイベント会場で爆発事故が発生し、多数の人が被害を受ける。
公共交通機関の乗っ取り（バスジャック等）	・バス等の交通機関が何者かにジャックされ、人質が発生する。
風評	・観光に関する不適切な情報が SNS（ソーシャルネットワークサービス）等で拡散され、本来は無関係なところにも損害が及ぶ。

■ 村内で想定される具体的な状況

分類	危機が発生する場所	状況	被害想定
遭難	村内山中	・登山者が増加し、ガイド無しの登山により遭難者が発生する。	遭難件数:13 件(平成 29 年度)
大規模火災	村内宿泊施設	・宿泊施設で火災が発生し、宿泊客が負傷。	
海洋事故	村内海域	・上海沖で石油タンカーが沈没し、流出した油が本村沿岸部で確認。マリンレジャーが長期にわたり不可能となる。	村内海岸線が汚染により利用不可
大規模停電	村内	・大規模停電により復旧に時間がかかり、宿泊客に影響、観光客が減少する。	
広範囲な通信障害	村内	・台風の影響により、村内で通信障害が発生し、観光客への情報伝達へも支障が出る。	
テロ	道の駅 ゆいゆい国頭	・多くの利用者を狙った爆破テロが発生し、観光客を含む死傷者が多数発生する。	利用者:年間 15 万人
	オクマビーチ	・多くの観光客を狙った爆発事件が発生し、死傷者	

		が発生する。	
犯罪	奥ヤンバル鯉のぼり祭り	・不特定多数を狙い、刃物を振り回す。観光客を含む数名が負傷。	来場者:23,462 名(3 日間、平均 7,820 人/日)
爆発	イベント会場	・イベント開催中に、設営していた屋台のガスボンベが爆発し、観光客が被害を受ける。	
公共交通機関の乗っ取り（バスジャック等）	村内を走る路線バス	・村内を走るバスが乗っ取られ、観光客が人質となる。	
風評	国頭村全体	・本村の観光に対して不適切な情報が SNS で拡散され、本村の観光全般への風評被害につながる。	

(3) 健康危機

健康危機とは、大規模食中毒、麻疹・新型インフルエンザ等の感染症、有毒生物等による健康被害等を想定する。特に代表される危機は以下のとおりである。

■ 代表的な危機と例示事象

分類	例示事象の内容
大規模食中毒による健康被害	・ 村内飲食店で食事をした客の多くが食中毒の被害を訴える。
新型インフルエンザ等による健康被害	・ 国外で新型インフルエンザ等の患者が確認され、航路や空路で国内に菌が持ち込まれ、感染者が徐々に増加する。 ・ 県内で麻疹の患者が確認され、村内に菌が持ち込まれ、感染者が徐々に増加する。
有毒生物等による健康被害	・ 有毒生物が確認され、多くの人が噛まれたり刺されたりしたことで健康被害が発生する。
危険生物による健康被害	・ 野犬の群れに観光客が襲われ、健康被害が発生する。
感染症の発生による健康被害	・ 村内が発生源となる感染症が発症し、健康被害が発生する。

■ 村内で想定される具体的な状況

分類	危機が発生する場所	状況	被害想定
大規模食中毒による健康被害	村内の宿泊施設や飲食店	・ スポーツ合宿や修学旅行のグループに大規模な食中毒が発生する。	スポーツ合宿のチーム
新型インフルエンザ等による健康被害	県内各所	・ 県内・村内で新型インフルエンザ等の感染者が確認され、観光客や修学旅行のキャンセルが相次ぐ。	沖縄県への修学旅行キャンセル:11,000 人(平成 21 年)
		・ 村内で新型インフルエンザ等の感染者が拡大する。	
有毒生物等による健康被害	村内各所	・ 観光客がハチやハブ等の有毒生物に噛まれ、健康被害が発生する。	国頭村ハブ類咬症者数:5 人(平成 29 年)
危険生物による健康被害	楚洲・安田・辺土名	・ 観光客が野犬の群れに襲われ、咬傷を受ける。	家族連れの観光客に噛傷被害が発生
感染症の発生による健康被害	村内河川	・ 川遊び等のレジャーで、レプトスピラ症患者の集団発生が起きる。	沖縄県患者報告数:43 人(平成 28 年)

(4) 環境危機

環境危機とは、赤土流出、大気汚染、海洋汚染、自然破壊等を想定する。特に代表される危機は以下のとおりである。

■ 代表的な危機と例示事象

分類	例示事象の内容
赤土流出	・ 赤土の流出により、沿岸の汚染やサンゴの白化が発生する。
大気汚染	・ 基準値を超える PM2.5（微小粒子状物質）が観測される。
海洋汚染	・ タンカー等が事故に遭い、重油が流出する。 ・ 流出した重油が海岸に流れ着く。 ・ 海産物等への風評被害が発生する。
海洋環境の変化	・ 温暖化等の影響により、国頭村周辺海域でも海水温の高い状況が続く。

■ 村内で想定される具体的な状況

分類	危機が発生する場所	状況
赤土流出	村内海域	・ 開発や農地からの赤土流出により沿岸が汚染される。
大気汚染	村内各所	・ 名護局で基準値を超えた PM2.5 が長期にわたり観測され、本村への旅行自粛により観光客が減少する。
海洋汚染	周辺海域	・ 国頭村近海で石油タンカーが沈没し、油が流出。村近海が汚染され、水産物への被害が発生する。
海洋環境の変化	周辺海域	・ 温暖化等の影響により、国頭村周辺海域でも海水温の高い状況が続き、サンゴが白化する。

(5) 村外・県外で発生した災害・危機

村外・県外で発生した災害・危機とは、海外で発生したテロ、村外・県外で発生した事故・災害・危機で本村の観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等を想定する。特に代表される危機は以下のとおりである。

■ 代表的な危機と例示事象

分類	例示事象の内容
航空機事故	・那覇空港で航空機事故が発生し、長期的に空港が閉鎖される。
海外で発生したテロ	・日本国外の米国大使館、海外駐留米軍基地を標的とした大規模なテロが発生する。
村外・県外で発生した災害・危機	・村外や県外で大規模な災害や危機が発生する。
経済変動	・円高の進行、海外で発生した金融危機。
社会変動	・ビザ緩和要件の変更。
他国との外交摩擦	・外交の不安定要因により、アジア主要都市からの航空便の運行休止・減便が起こる。
紛争等の発生	・近隣国において紛争が発生し、国内への被害・影響が懸念される。

■ 村内で想定される具体的な状況

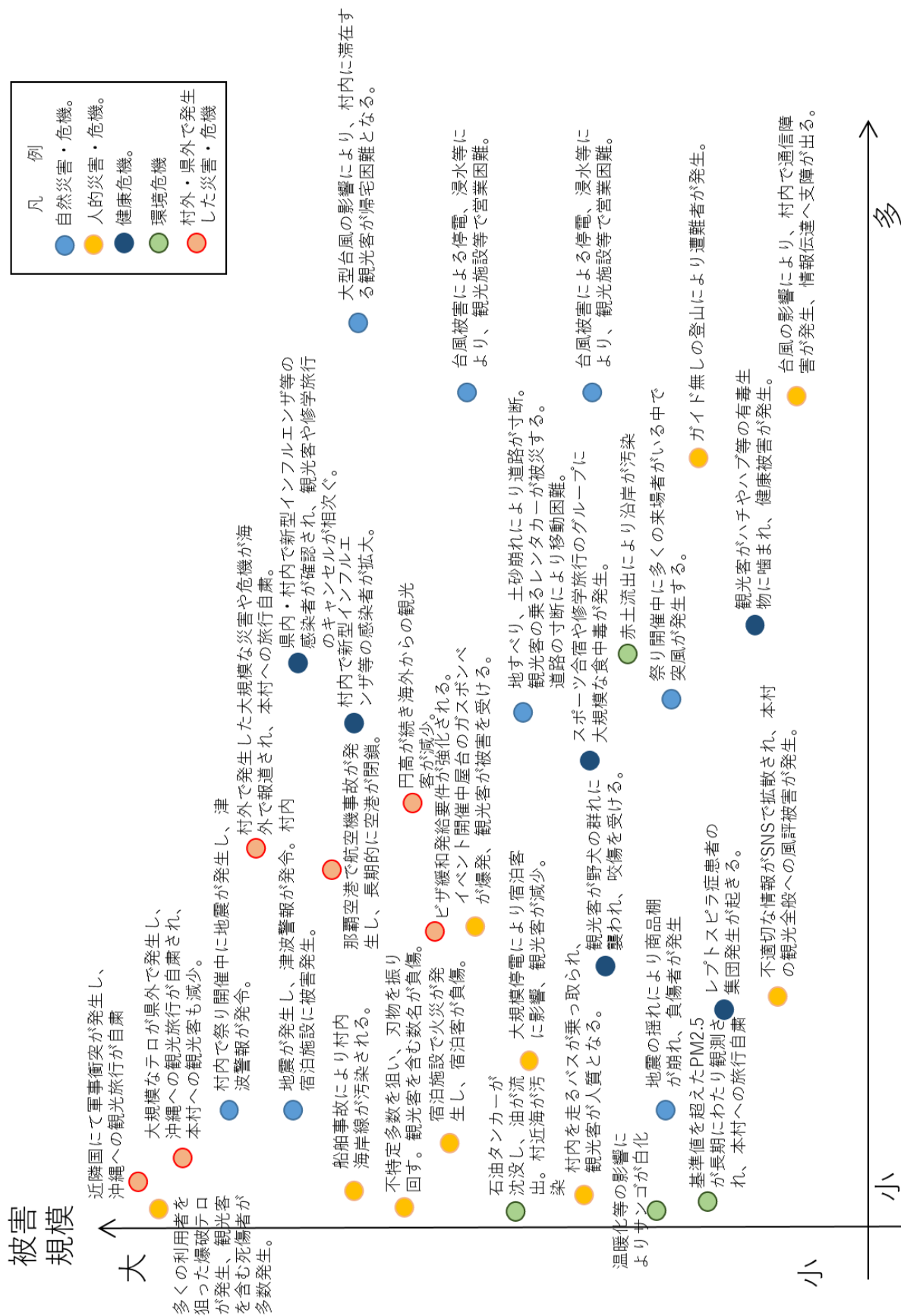
分類	危機が発生する場所	状況
航空機事故	那覇空港	・那覇空港で航空機事故が発生し、長期的に空港が閉鎖され、村内への観光客が途絶える。
海外で発生したテロ	日本国外の米国大使館や海外駐留米軍基地	・大規模なテロが各地で発生し、沖縄への観光旅行が自粛され、本村への観光客も減少する。
村外・県外で発生した災害・危機	村外、県外	・村外で発生した大規模な災害や危機が海外で報道され、被害を受けた地域は一部ではあるものの、本村への旅行が自粛され、観光客が減少する。
経済変動	国内外	・円高が続いたことで海外からの観光客が減少するのに伴い、本村への観光客も減少する。
	国内外	・ビザ緩和発給要件が強化される。中国等からの観光客が減少。観光消費に大きな影響が出る。
他国との外交摩擦	国外	・アジア主要都市からの航空便の運行休止・減便が続き、海外観光客が減少する。
紛争等の発生	国外	・近隣国にて軍事衝突が発生し、沖縄への観光旅行が自粛され、本村への観光客も減少する。

1.8 想定する観光危機の優先性の考え方（被害規模と発生頻度の関係）

本計画では、沖縄県観光危機管理計画を受け、村、国頭村観光協会、村内観光関連事業者の役割を確認するとともに、村内で特に対応が必要な危機について、観光危機管理勉強会や観光危機管理策定委員会、ヒアリング等により村観光に対するリスクが大きいと思われる事象について対策を行うこととする。

観光危機管理においては、想定する危機がリスク対応表のどの位置づけかを把握し、対応の方針を検討する。すべての危機に対して対応することは、資源（ヒト・モノ・カネ）が必要となるため、対応の順位付けとして整理を行う。

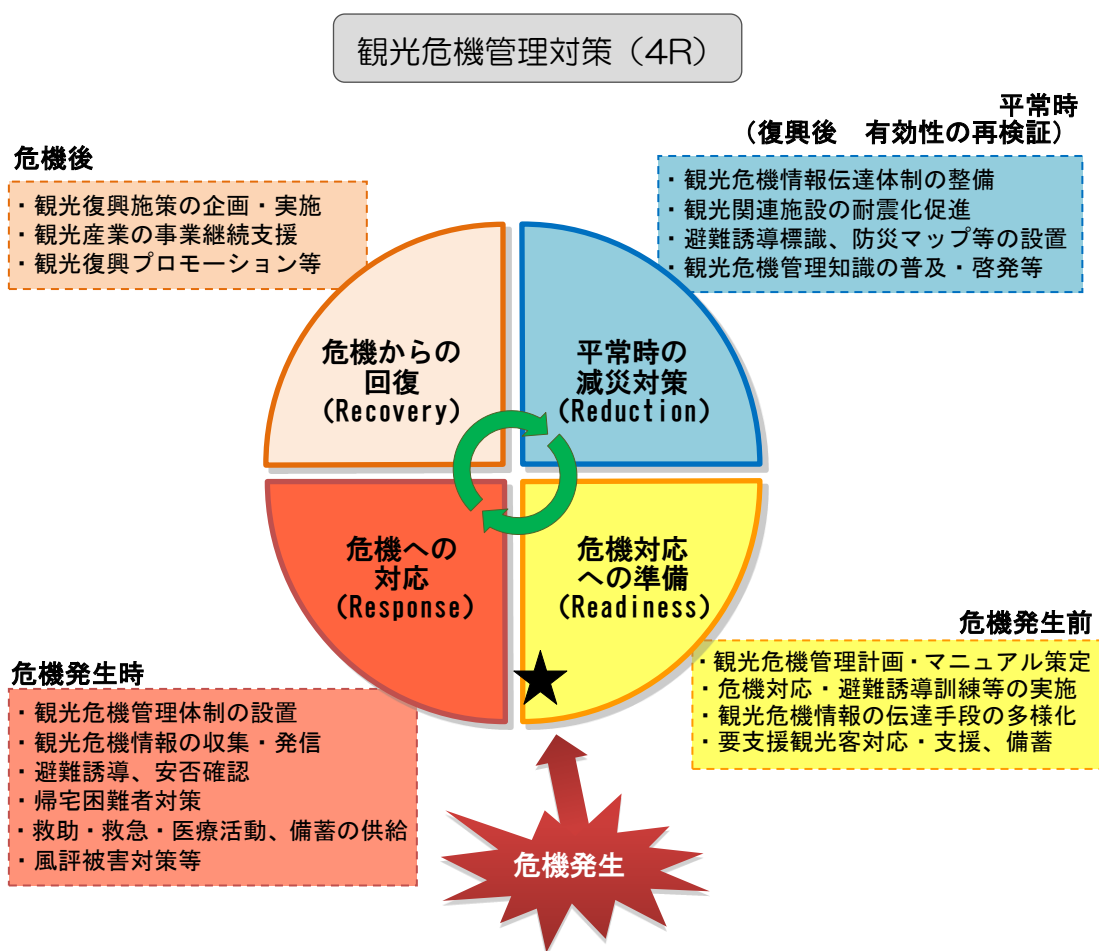
観光危機発生時に危機から早期に回復するために対策を立てるべき優先順位	被害規模		発生頻度
①	大きい	×	多い
②	大きい	×	少ない
③	小さい	×	多い
④	小さい	×	少ない



1.9 基本方針

(1) 基本的な考え

観光危機管理対策は危機の発生から、その対応さらに危機の収束後まで、時間の経過とともに対応が変化します。平常時から危機への被害を最小限に抑えるための「平常時の減災対策（Reduction）」、危機が起きた際の対応を定める「危機対応への準備（Readiness）」、実施に危機が起こった際の「危機への対応（Response）」、危機が収束したにできるだけ早く観光産業を回復させるための「危機からの回復（Recovery）」の4段階がある。それぞれを英語表記した頭文字をとって「観光危機管理対策（4R）」とし、それぞれの段階において最善の対策を採ることが被害の軽減につながる。



1.10 各段階での概要

(1) 平常時の減災対策（Reduction）

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりや、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発などの施策を推進する。

<主な取組>

- 観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備や、観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心・快適な観光地づくり
- 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化
- 地域住民や観光関連団体・事業者等への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成
- 庁舎や観光協会の建物が被災した際にも観光危機管理が機能するよう、機能移転先の確保

(2) 危機対応への準備（Readiness）

観光危機発生時における対策等を予め検討し、観光客の安全確保や、観光産業への影響の低減を図る観光危機管理計画等やマニュアルの策定促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要支援観光客への支援体制の強化等の施策を推進する。

<主な取組>

- 市町村やOCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアルの策定促進、観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施
- 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化
- 要支援観光客への対応・支援体制の強化
- 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

(3) 危機への対応 (Response)

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進する。

<主な取組>

- 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置
- 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化
- 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認
- 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応
- 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化
- 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給
- 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

(4) 危機からの回復 (Recovery)

観光危機後の観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進する。

<主な取組>

- 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置
- 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化
- 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
- 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
- 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施
- 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

第2章 観光危機管理体制

2.1 観光危機管理体制の考え方

村の観光に影響を与える可能性がある観光危機の発生が予想される場合、又は、地震や事故等突発的な危機が発生した場合に、危機に対応するために観光危機管理体制を村内に設置する。

観光危機管理体制は、発生する危機の種類や時間の経過とともに変化するため、以下のような考え方により危機対応を行う。

(1) 村の体制

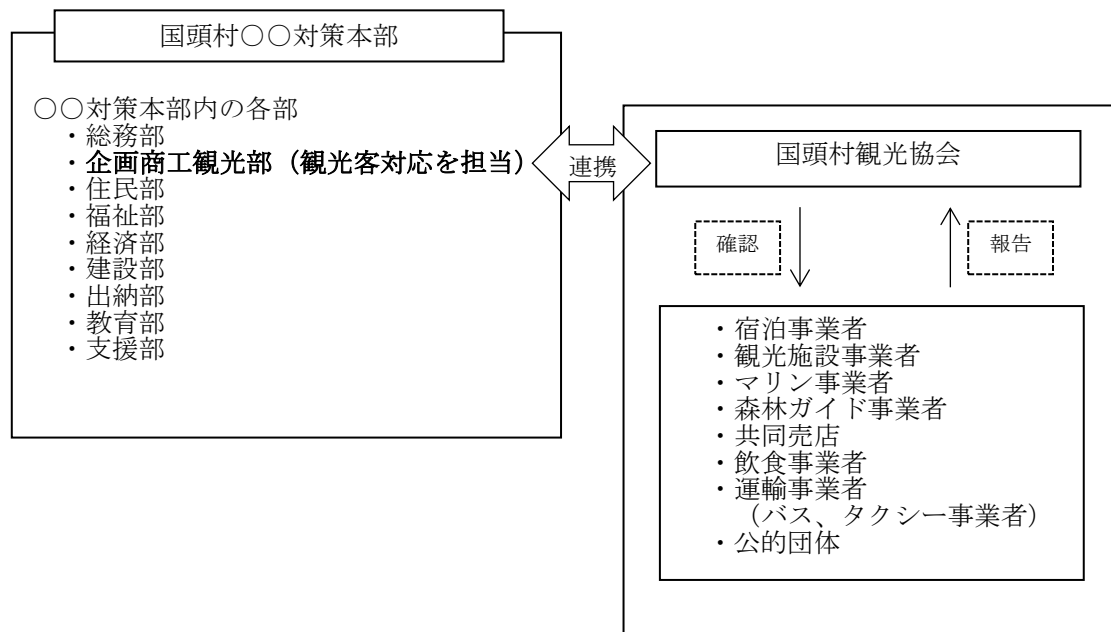
観光危機管理には以下のような体制で対応する。

平常時や、地域防災計画等の他の計画による対策本部が設置されていない状態においては、観光行政の担当課として企画商工観光課が観光危機管理に関する対応を行う。

地域防災計画等の他の計画により災害対策本部が設置された場合においては、観光行政の担当課として地域防災計画による企画商工観光部が国頭村観光協会及び観光関連事業者と連携し、観光危機管理に関する対応を行う。

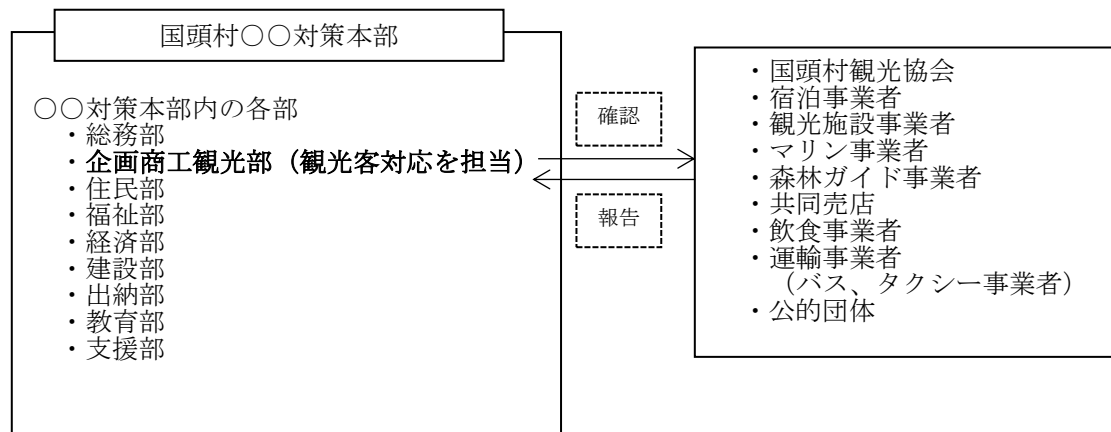
【国頭村の観光危機管理体制】

（災害対策本部等の既存計画による体制が設置されている場合で、津波浸水被害がない場合（村観光協会が被災していない状況））



【国頭村の観光危機管理体制】

（災害対策本部等の既存計画による体制が設置されている場合で、津波浸水被害の危険性がある場合（村観光協会も避難を行う状況））



平常時や、地域防災計画等の他の計画による対策本部が設置されていない状態においては、観光行政の担当課として企画商工観光課が観光危機管理に関する対応を行う。

(2) 一般社団法人国頭村観光協会・観光関連事業者の体制

村内の観光関連団体及び観光関連事業者は、日頃から観光危機への意識を持ち、観光危機に対応できる体制を構築するとともに、平常時においても、村の企画商工観光課や国頭村観光協会、観光関連団体・事業者と相互に連携して、観光危機管理情報伝達体制などの整備を促進する。

観光危機が発生した場合には、既存計画により村に設置される対策本部等と連携可能な連絡体制を構築する。

一般社団法人 国頭村観光協会は、村内における観光危機関連の情報の取りまとめ役として村・村内観光関連事業者との連携を図る。

ただし、津波の被害が想定される際に、**観光協会の機能を移転して、観光客対応を行える体制を構築**する必要がある（現状では、津波等により観光協会が避難を要する際の危機対応は現実的ではない）。

(3) 国・県及び他の市町村との体制

観光危機管理においては、各種情報の収集や救助及び帰宅困難者への対応など、様々な状況において、国・県及び近隣市町村との連携が必要となる。

県の観光危機管理基本計画にも、県、市町村、OCVB、観光関連団体、観光関連事業者の役割が示されており、平常時より、関連する機関との連絡体制を確保し、観光危機発生時には円滑に連携が取れるよう準備する。

2.2 危機管理体制構築の推進

村は、国頭村観光危機管理体制について、本計画に基づき、国頭村村域において観光関連事業を営む宿泊事業者、観光関連施設事業者、海洋レジャー・森林ガイド事業者、観光関連事業者、村内公的機関、組織・団体等と連携体制の構築を推進する。

なお、具体的な連携先については、リストを資料編 103 ページ以降に掲載する。

[illegible]

第3章 平常時の減災対策（Reduction）

3.1 観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備や、観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心・快適な観光地づくり

国頭村、沖縄県、OCVB、国頭村観光協会、観光関連事業者等は連携して、観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備や観光関連施設の耐震化促進等を行い、観光客が安全・安心・快適に滞在できる観光地づくりに努める。

【主な取組】

- 村内の観光関連施設の耐震化の促進
- 観光客の避難場所及び避難経路の確保
- 危機発生時の観光客への情報伝達体制の整備
- 村内の入山者への啓発活動の実施
- 外来種等の危険生物の保護・捕獲
- 森林等の利用に関するルールづくり
- 来場者が多く集まるスポーツ施設からの津波避難場所・避難経路の整備
- 集落散策時の避難場所・避難経路の確保と、受け入れ態勢づくり
- 津波浸水被害を想定した国頭村観光協会の機能移転先の確保

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、観光協会、観光関連事業者等と連携して、村内の宿泊、観光及び交通施設等の被害低減や観光客の安全を確保するため、観光関連施設等の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援等を実施する。 ② 村は、県、近隣市町村、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識等の設置を図る。 国頭村地域防災計画に基づく避難場所について、観光危機発生時に観光客が避難可能な状態とする。 ③ 村は、県、近隣市町村、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備を行う（Wi-Fi 等の無線 LAN を導入等）。 ④ 村は、来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりを行う。 ⑤ 村は、観光協会と連携して、入山者に対して、ガイド利用の呼びかけを行う等の森林等の利用に関するルールづくりを推進する。 ⑥ 村は、野犬等の危険生物の保護・捕獲に努める。 ⑦ 津波による浸水の危険性のあるスポーツツーリズムのフィールド

	では、津波避難場所の確保、避難経路の表示等の整備を行う。 ⑧ 観光資源となる村内の集落においては、集落散策等が行われている。集落内の危機発生時に対応した避難経路の表示や、災害時に観光客への対応を含めた地域の受け入れ態勢づくりを行う。 ⑨ 津波の被害が予想される際に、国頭村観光協会の機能移転先を新庁舎に確保する。 ⑩ 村内の観光関連施設によっては、指定緊急避難場所が近隣にない場合もある。観光客にも配慮し、高台や、安全を確保できる道路上など、新たに緊急避難場所の指定を行う必要がある。 ⑪ 環境省や森林組合と連携し、入山者の多い場所、ルートの情報を共有する。 ⑫ 村内の山中では、携帯電話は圏外となり、インターネット通信もできない。そのような状況の中で、入山前の防災に関する情報発信を充実させる。
国頭村観光協会	① 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機による加盟事業者の被害低減や観光客の安全を確保するため、加盟事業者の施設等の耐震化を促進する。 ② 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、加盟事業者に対し、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識等の設置促進を図る。 ③ 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、加盟事業者に対し、観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備を促進する。 ④ 観光協会は、村と連携して、入山者に対してガイド利用の呼びかけを行うとともに、ガイドを伴わない入山者に対しては GPS の貸し出し等を行う。 ⑤ 津波の被害が想定される際に、観光協会の機能を移転して、観光客対応を行える体制を構築する（現状では、津波等により観光協会が避難を要する際の危機対応は現実的ではない）。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、観光危機による宿泊、観光及び交通施設等への被害低減や観光客の安全を確保するため、観光関連施設の耐震化を図るものとする。 ② 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、観光危機発生時に宿泊、観光及び交通施設等や、これらの施設周辺に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識等の設置を行うものとする。 ③ 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、宿泊、観光及び交通施設等や、これらの施設周辺に滞在する観光客等に観光危機に関する情報を迅速かつ確実に伝達する体制の整備を図る。
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、多くの観光客等が利用する宿泊、観光及び交通施設等の観光関連施設の耐震化を促進するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策等に努める。

	② 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識等の設置を促進する。 ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に関する情報を観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備を図る。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、県、観光関連団体・事業者等と連携して、多くの観光客等が利用する宿泊、観光及び交通施設等の観光関連施設の耐震化促進に努める。 ② OCVB は、県、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の周知を図る。 ③ OCVB は、県、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に関する情報を観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備を図る。

【耐震診断・改修にかかる助成及び支援について】

国頭村においては、国の補助制度を積極的に活用し、現行の耐震基準を満たさない住宅・特定既存耐震不適格建築物で行う耐震診断・改修費用の一部を助成する補助制度を県と協力して創設するよう努める。

【観光協会による GPS の貸し出しについて】

遭難については、事前の啓発活動や注意喚起等を実施する。

ガイドを伴わない入山者に対して、携帯電話が圏外でも利用可能な GPS 付きスマートフォンの貸出を行っている。登山者の位置情報をモニタリングし、遭難防止に役立てる。

環境省や森林組合と連携し、入山者の多い場所、ルート情報を共有する。

村内の山中では、携帯電話は圏外となり、インターネット通信もできない。そのような状況の中で、入山前の防災に関する情報発信を充実させる。

【観光協会の機能移転先の確保】

観光協会の入居するやんばる3村観光連携拠点施設は、隣接する道の駅ゆいゆい国頭も含めて、津波浸水区域内にある。

津波の危険性がある場合には避難する必要がある、周辺に滞留する観光客の避難誘導も行いながら、危機管理の連絡体制に参加することは現実的に不可能である。

さらに、大津波警報・津波警報・津波注意報が発令されている状況や、津波の被害があった際には、観光協会事務所に戻ることもできず、村の観光危機管理体制の構築すらできない状況になる。

また、村の新庁舎建設にあたっては、辺土名地区も津波浸水区域となっており、警報等が解除されるまでは新庁舎への移動も制限される。

よって、観光協会の危機対応が継続的に行えるように、観光協会の避難先等に観光協会の機能が移転できるよう対策を講ずる必要がある。

対策ができるまでの期間においては、上記のような状況では企画商工観光課が情報の収集を行うこととする。

【近隣の避難場所および避難経路の把握】

台風や地震・津波が発生あるいは発生が予想される場合に、観光客が観光関連施設から避難場所へ安全に避難する事が可能な避難経路を確保する。

特に地震・津波発生時においては、観光施設や宿泊施設の事業者は、自施設周辺の地震・津波に対応した避難場所を把握しておき、そこまでの避難経路を確認しておく。

避難経路の設定にあたっては、土砂災害、火災及び建物や壁の倒壊に配慮する。集落内においては、道幅が狭く、石垣やブロック塀の倒壊により避難が困難となる場合も想定し配慮する。

【自動車を利用した避難行動について】

津波等により避難が必要な場合は、基本的には徒歩による避難が原則である。

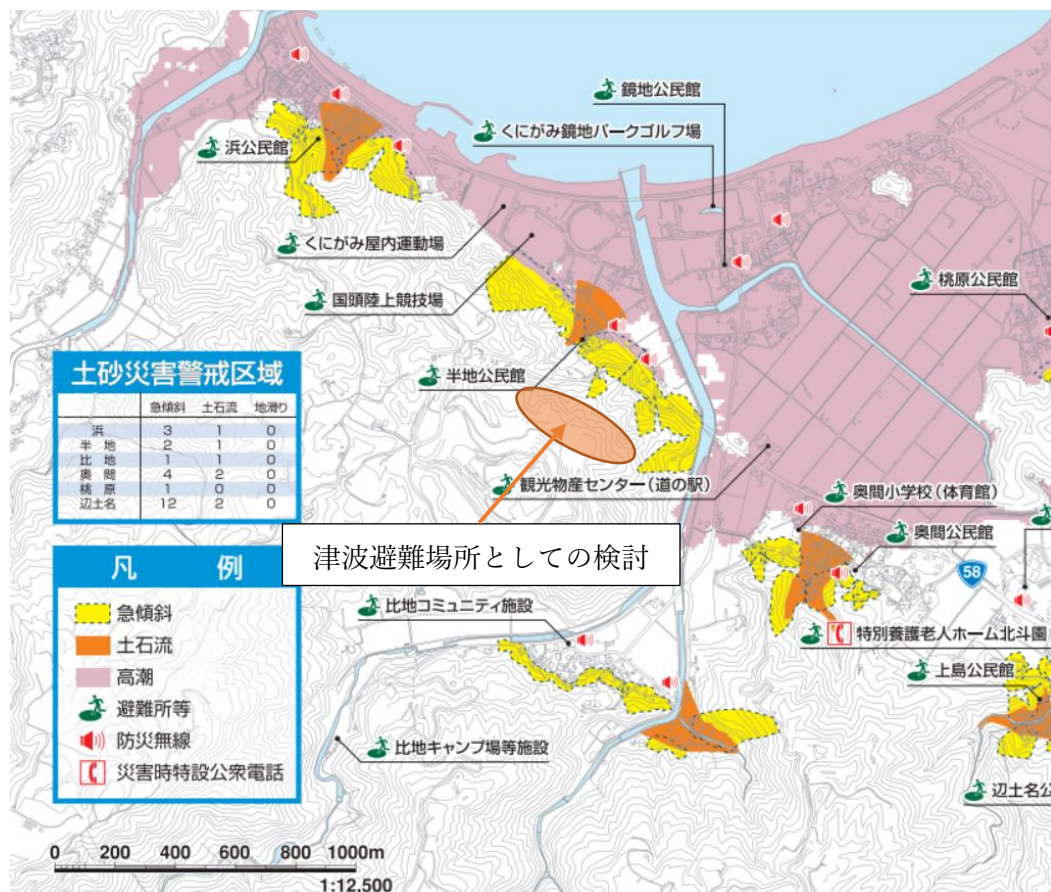
しかし、広大な面積と起伏に富んだ地形を有する本村では、津波から避難するには避難所となっている場所や、津波が上がってこない高台まで距離がある場合がある。

距離的に車による避難が必要であったり、避難行動に配慮が必要な要配慮者については、車での移動が余儀なくされる。その場合は、他の避難者への安全を配慮し、ブロック塀の倒壊などにより進むことができなくなった場合には、確実に人が歩けるスペースを空けて（道路の左端に寄せてスペースを確保する等）徒歩での避難に切り替えることとする。

【スポーツ施設からの避難経路、避難所確保について】

村は、スポーツツーリズムを推進しており、県内でも有数のスポーツコンベンションの受入れ地域となっている。多くのプロスポーツ選手や合宿やキャンプ等を行っており、観客を含め多くの観光客が訪れる。

地震・津波等の危機が起こった際に、スポーツ施設から高台への避難経路の検討を行う必要がある。



【避難誘導標識の設置について】

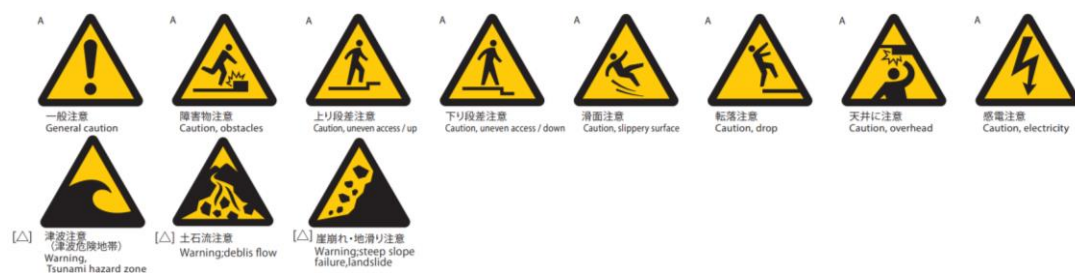
観光関連施設や避難経路上には、土地勘の無い観光客でも安全で分かりやすい避難誘導標識の設置を行う。

なお、避難場所の表記は JIS 規格（平成 29 年度改定）にあったものとする。

■安全 Safety



■注意 Warning



■災害種別一覧



□:標準案内用図記号にのみ掲載されている図記号
A,B,C. 参考:標準案内用図記号ガイドラインの分類
△:JISにのみ掲載されている図記号
※:JISの附属書に掲載されている図記号

【野犬等の危険生物の保護・捕獲について】

村では、すでに野犬の捕獲などの対策を行っている。今後も犬を捨てないように啓発や注意喚起を行う。

また、目撃情報等があった場合には対策を行う。

国頭村の山中で野犬の群れが出没

今年に入り、国頭村の林道で野犬の群れに囲まれるなどの情報が寄せられ、人への被害の恐れがあります。

また、山中だけでなく人里での目撃や、野犬に追いかけられたなどの情報が寄せられています。

身の安全を守るため次のことを心がけてください。

1. 山中には必要以外立入らないようにしましょう
2. 山中に立入る場合
 - 野犬から身を守る道具を準備する
 - 車から遠く離れず、直ちに逃げ込める体制を取る
 - 単独行動を控え、できる限り多人数で行動する
 - 屋外での食事を控える
3. 野犬に遭遇した場合
 - 野犬に近づかない
 - 急に動いたり、大声で叫んだりして野犬を興奮させない
 - 野犬が自分のなわばりとみなしている領域から速やかに撤退するその際、野犬から目を離さず、背中を見せずにゆっくりと後ずさりする
ただし、正面からにらむことは敵対心を示すので、目の端で野犬を捉える

※問い合わせ先 国頭村役場 世界自然遺産推進室
TEL 0980-41-2101

3.2 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化

土地勘のない観光客でも災害時に安全な場所へ避難できるように、避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化を図る。

【主な取組】

- 避難場所・避難経路等の観光客への周知
- 外国人観光客への配慮及び防災情報の普及・啓発

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、観光客の安全対策として、国内・海外の観光客にも容易に判別できる避難誘導標識の設置、管理施設への海拔表示及び防災マップの掲示等に努めるとともに、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、交通機関（バス、タクシー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、観光マップなどを利用して観光客等に周知する。（地域防災計画に記載） ② 村は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、地域の観光地や観光施設等の防災マップ及び避難誘導標識等への外国語の併記、外国語による防災パンフレットを作成し、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、地域に滞在する外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発を行う。 ③ 村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。 ④ 観光客等、現在地の地理に不案内なものでも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。 ⑤ 村は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりを行う。
国頭村観光協会	① 観光協会は、観光客の安全対策として、加盟事業者の施設等への避難誘導標識の設置、海拔表示及び防災マップの掲示等を促進するとともに、県、村、OCVB、観光協会、交通機関（バス、タクシー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、観光マップなどを利用して観光客等に周知する体制の充実・強化を図る。 ② 観光協会は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、県、村、OCVB が作成した外国語による防災パンフレット等を加盟事業者と連携して、外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発を図る。

観光関連事業者	① 観光関連事業者は、観光客の安全対策として、宿泊、観光及び交通施設等への避難誘導標識の設置、海拔表示及び防災マップの掲示等を推進するとともに、県、市町村、OCVB、観光協会等と連携して観光危機発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、観光施設マップなどを利用して観光客等に周知する体制の充実・強化を図る。 ② 観光関連事業者は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、県、市町村、OCVB が作成した外国語による防災パンフレット等を外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発を図る。 ③ 観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努める。
沖縄県	① 県は、観光危機発生時の避難場所・避難経路の誘導標識について、国内・海外の観光客にも容易に判別できる統一的な図記号を作成し、市町村、観光関連団体・事業者への普及を促進する。 ② 県は、観光客の安全対策として、市町村、宿泊、観光及び交通施設等の管理者における避難誘導標識の設置、管理施設への海拔表示及び防災マップの掲示等を促進するとともに、市町村、OCVB、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、バス、モノレール、タクシー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、観光マップなどを利用して観光客等に周知する体制の充実・強化を図る。 ③ 県は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、防災マップや避難誘導標識等への外国語併記の促進、外国語による防災パンフレットを作成し、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発を図る。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、観光客の安全対策として、宿泊、観光及び交通施設等の管理者における避難誘導標識の設置、管理施設への海拔表示及び防災マップの掲示等を促進するとともに、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、バス、モノレール、タクシー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、観光マップなどを利用して観光客等に周知する体制の充実・強化を図る。 ② OCVB は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、県及び市町村が作成する外国語による防災パンフレットや OCVB が作成する防災パンフレット等を外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発を図る。

※外国人の避難誘導について

観光危機管理に係る避難マップ作製にあたり、防災・避難に特化したマップでは観光客は手にしないことが想定される。普段使用している観光マップに避難情報（避難場所、避難経路、標高、留意点等）を追記することが望ましい。

3.3 地域住民や観光関連団体・事業者等への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

地域で観光客を受け入れ、直接対応している地域住民や観光関連団体・事業者等と、地域の特性や滞在する観光客の状況等を踏まえた観光危機管理対策に関する知識及び役割を共有し、指導者を育成する。

【主な取組】

- 地域住民への観光防災の普及・啓発

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、地域の特性や滞在する観光客の状況等を踏まえて、地域住民等による観光客への適切な避難誘導や、防災活動に資する防災マップ及び観光危機発生時の行動マニュアル等の作成を行うとともに、地域住民等への配布や研修等を実施する。 ② 村は、県と連携して観光危機管理対策に関する知識及び役割等を普及・啓発するため、地域住民や観光協会、観光関連事業者等に対する説明会等の実施に努める。
国頭村観光協会	① 観光協会は、県、村、OCVB 等が開催する観光危機管理に関する説明会等へ積極的に参加し、加盟事業者の観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発を図る。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、県、村、OCVB 等が開催する観光危機管理に関する説明会等へ積極的に参加するとともに、観光危機管理対策に関する知識及び役割等を従業員等に周知する。
沖縄県	① 県は、OCVB と連携して、県民、市町村、観光関連団体・事業者等に対して、沖縄県観光危機管理基本計画等や台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症等の観光危機管理対策に関する知識及び役割等について普及・啓発を図るための説明会等を実施する。 ② 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等の観光危機管理体制の強化を図るため、観光危機管理に関する指導者等の育成を推進する。 ③ 県は、観光危機管理対策に関する知識等の普及・啓発を図るため、報道機関などの協力を得るほか、事例紹介やビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用し、普及宣伝を推進する。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、県と連携して、観光危機管理対策に関する知識及び役割等を普及・啓発するため、観光関連団体・事業者等に対する説明会等を実施するとともに、沖縄観光の安心・安全に関するガイド等の作成・配布に努める。

※県、OCVB による観光危機管理啓発活動への参加

県、OCVB は、沖縄県の観光危機管理に関するシンポジウムを定期的を開催している。

観光危機管理における情報収集や、連携方策の検討、普及啓発のためにも、村や観光関連団体からもシンポジウムに参加するなど連携を図る。

平成 30 年度観光危機管理支援対策事業

沖縄観光危機管理 シンポジウム

～沖縄における観光危機管理のあり方～

入場無料

台風 地震 津波 感染症 海洋汚染 航空機事故

昨年度の入域観光客数が957万人を超え過去最高を更新し、平成33年度までの目標を1,200万人としている沖縄。多くの観光客が訪れる中、万が一観光危機となった場合でも、観光客や観光産業への影響や被害を最小限に留めるために「必要なこと・もの」とは？今年度は、県外で発生した災害から学び、沖縄における観光危機管理のあり方について考えるシンポジウムを開催いたします。基調講演は北海道の行政と観光関連事業者をお招きし、北海道胆振東部地震時の札幌の状況や対応、その後の取り組みについてお話しいただきます。調査報告では、北海道胆振東部地震を含め過去の災害時に実施した観光客へのアンケート結果から見た課題をお話しいただきます。そして、パネルディスカッションでは、過去の事例や調査結果をもとに、沖縄における観光危機管理のあり方、北海道と沖縄の行政及び観光関連事業者とともに考えてまいります。

沖縄観光の安全・安心ブランドの構築に向け、災害・危機に強い観光地を目指してそれぞれの立場から一緒に考えてみませんか。

日 時	場 所	定 員
平成31年 2月6日(水) 13:15 17:15	沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ 那覇市前島3-25-1 TEL 098-860-2111	150名 (要申込・先着順)

プログラム どなたでもご参加いただけます！

13:15 開会挨拶 沖縄県文化観光スポーツ部 13:20 概要報告 『北海道胆振東部地震の概要』 庄中 哲人 札幌市観光振興局観光課観光・文化・情報課 観光・文化・情報課長 13:35 調査報告 『北海道胆振東部地震等、過去の災害に関する調査結果について』 石川 俊之 北海道観光振興局観光課観光・文化・情報課 観光・文化・情報課長 14:05 休 憩 14:10 基調講演 『北海道胆振東部地震の対応について』 池田 純久 北海道観光振興局観光課観光・文化・情報課 観光・文化・情報課長 14:40 基調講演 『自然災害時における観光客への対応について』 庄中 哲人 札幌市観光振興局観光課観光・文化・情報課 観光・文化・情報課長	15:10 収場報告 『沖縄県における観光危機管理の取り組み』 沖縄県文化観光スポーツ部 15:25 休 憩 15:40 パネルディスカッション 【テマ】『沖縄における観光危機管理のあり方について』 ～県外事例から学ぶ沖縄観光危機管理～ 【パネリスト】庄中 哲人 札幌市観光振興局観光課観光・文化・情報課 観光・文化・情報課長 石川 俊之 北海道観光振興局観光課観光・文化・情報課 観光・文化・情報課長 池田 純久 北海道観光振興局観光課観光・文化・情報課 観光・文化・情報課長 藤川 隆子 沖縄県観光振興局観光課観光・文化・情報課 観光・文化・情報課長 藤川 隆子 沖縄県観光振興局観光課観光・文化・情報課 観光・文化・情報課長 【コーディネーター】下地 芳郎 観光庁 観光政策課観光政策課長 17:15 閉 会
---	---

主 催： 沖縄県 文化観光スポーツ部 OCVB (平成30年度観光危機管理支援対策事業 受託事業者)

第4章 危機対応への準備 (Readiness)

4.1 観光危機管理計画等・マニュアル・事業継続計画の策定促進、観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施

村は、国頭村観光協会、沖縄県、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機発生時に迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、観光危機管理計画等・マニュアル・事業継続計画の策定促進、観光施設等における危機対応・避難誘導訓練を実施する。

【主な取組】

- 本計画の必要に応じた見直し
- 村内事業者への普及啓発
- 観光危機管理訓練の実施
- 観光危機管理体制の充実・強化

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、観光危機発生時に、県、観光協会、観光関連事業者と連携して、迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、沖縄県観光危機管理基本計画等に基づき、地域の実情に応じた観光危機管理計画の策定又は、既存計画の見直し等を行う。 ② 村は、県、OCVB、観光協会と連携して、観光危機後の地域の観光関連事業者の早期復興・事業継続を図るため、必要に応じて、観光危機に関する事業継続計画策定促進に向けた説明会等の開催に努める。 ③ 村は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機を想定した地域の観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を実施し、観光危機管理体制の充実・強化に努める。 ④ 村は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、県外で発生した観光危機や、感染症、テロ等の様々なケースを想定した観光危機管理体制の運用訓練やシミュレーションを必要に応じて実施し、観光危機管理体制の充実・強化に努める。
国頭村観光協会	① 観光協会及び観光関連事業者は、沖縄県観光危機管理基本計画等に基づき、観光危機発生時に、県、村、OCVB と連携して、迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、観光危機管理に関するマニュアルの策定又は既存の防災マニュアル等の整備等を行うとともに、危機後の観光関連事業者の早期復興・事業継続を図るための計画を策定するものとする。 ② 観光協会及び観光関連事業者は、県、村、OCVB 等と連携して、観光危機発生時における要支援観光客や夜間等の対応を想定した観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。
観光関連事業者	③ 観光協会及び観光関連事業者は、県、村、OCVB 等と連携して、県外で発生した観光危機や、感染症、テロ等の様々なケースを想定した観光危機管理体制の運用訓練やシミュレーションを必要に応じて実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。

沖縄県	① 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、市町村や、OCVB、観光関連団体・事業者の観光危機管理計画等やマニュアルの策定に向けた説明会等を実施する。 ② 県は、市町村、OCVB、観光関連団体と連携して、観光危機後の観光関連事業者の早期復興・事業継続を図るため、必要に応じて、観光危機に関する事業継続計画の策定促進に向けた説明会等への支援を行う。 ③ 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、観光危機発生時における要支援観光客への対応等も踏まえ、観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を定期的の実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。 ④ 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、県外で発生した観光危機や、感染症、テロ等の様々なケースを想定した観光危機管理体制の運用訓練やシミュレーションを必要に応じて実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、観光危機発生時に、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、沖縄県観光危機管理基本計画等に基づき、観光危機管理計画等や、事業継続計画を策定する。 ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体と連携して、観光危機後の観光関連事業者の早期復興・事業継続を図るため、必要に応じて、観光危機に関する事業継続計画策定促進に向けた説明会等の開催を周知する。 ③ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機を想定した観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。 ④ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、県外で発生した観光危機や、感染症、テロ等の様々なケースを想定した観光危機管理体制の運用訓練やシミュレーションを必要に応じて実施し、観光危機管理体制の充実・強化に努める。

【観光危機管理マニュアルの作成・活用について】

本計画の策定にあたり、危機に対する初動マニュアル（雛形版）を作成した。各団体・事業者で利用でき、個々の状況に合わせて修正して活用を図るよう努める。

【県、OCVB と連携した訓練の実施について】

県、OCVB は、市町村、地域観光協会及び観光関連団体・事業者等も参加する「観光危機管理体制運用図上訓練」を定期的の実施しており、村においても参加を検討する。

【観光危機管理における避難訓練の実施について】

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を明確にし、目的に合わせて机上訓練や実動訓練を組み合わせながら実施する。

また、以下に示すスキルの向上を目指し、効果的・効率的に訓練を実施する。

- 円滑な参集、体制の構築
- 観光客への伝達
- 避難誘導、けが人対応
- 安否情報の確認
- 関係者への情報伝達
- 備蓄確認、調達
- 観光客の移送、物資の輸送
- 要支援観光客（障がい者や外国人等）への対応
- 帰宅困難者への対応
- ボランティア等受け入れ体制対応
- 風評被害対策

4.2 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化

沖縄県、OCVB、国頭村、国頭村観光協会、観光関連事業者等は連携して、非常時においても迅速かつ確実な観光危機情報等を提供できる体制を目指して強化する。

【主な取組】

- 観光客への観光危機情報の伝達体制の充実・強化
- 要支援観光客への配慮
- 情報伝達手段の多様化
- 情報伝達手段の多重化

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客等に迅速かつ確実に伝達する体制の充実・強化を図る（伝達文例の作成等）。その際には、外国人などの観光客にも配慮した効果的な伝達内容を整備する。 ② 村は、観光危機に関する情報の迅速な広報・伝達体制を確保するとともに、発信する情報が地域に滞在している観光客等の迅速な避難行動に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を図る。 ③ 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、レンタカー、タクシー、バス等を用いた観光客を含む走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、ウェブサイト、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等のあらゆる手段を活用し、伝達手段の多様化・多重化を図る。 ④ 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備を図る。 漁業体験等のマリンレジャーを行う観光客への情報伝達方法を確保する。
国頭村観光協会	① 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機に関する情報等を収集する体制や、加盟事業者と連携して、正確な観光危機情報を観光客等に迅速かつ確実に伝達する体制の充実・強化、施設の放送設備・拡声器等の伝達手段の整備を図る。 ② 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機発生時における観光危機に関する情報が観光客等の迅速な避難誘導に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を行う。 ③ 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、レンタカー、タクシー、バス等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化を図るとともに、加盟事業者と連携して、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段の多様化・多重化を促進する。

	④ 観光協会は、県、市町村、観光関連事業者等と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光協会等と連携して、観光危機に関する情報等を収集する体制や、観光危機情報を迅速かつ確実に観光客等に伝達する体制の充実・強化、自社施設の放送設備・拡声器等の伝達手段の整備を行う。 ② 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光協会等と連携して、観光危機発生時における観光危機に関する情報が観光客等の迅速な避難誘導に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を行うとともに、従業員との連絡体制の強化及び避難誘導体制の整備に努める。 ③ 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光協会等と連携して、レンタカー、タクシー、バス等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化を図るとともに、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段の多様化・多重化を促進する。 ④ 観光関連事業者は、県、市町村、観光協会等と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時における交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路等の被害情報、医療機関等の正確な情報を迅速かつ確実に観光客に伝達する体制や、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた早期の注意喚起を発信する体制の充実・強化を図る。 ② 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時における観光危機に関する情報等が観光客等の迅速な避難行動に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を行う。 ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化を図るとともに、ウェブサイト、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段の多様化・多重化を推進する。 ④ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に関する情報を観光客等に迅速かつ確実に伝達する体制の充実・強化を図るとともに、観光関連団体・事業者との情報収集・発信体制の強化、ウェブサイト及びソーシャルメディアによる危機情報の配信、多言語案内機能の体制強化を図る。 ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時における観光危機に関する情報等が観光客等の迅速な避難行動に

	結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を行う。 ③ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化を図るとともに、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段の多様化・多重化を推進する。 ④ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。
--	---

【情報伝達手段の多様化・多重化について】

村は、村内の観光施設や、レンタカー、タクシー、バス、船舶、自転車、観光関連事業者が保有するマイクロバス等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報を伝達するためには、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、防災行政無線、無線、携帯電話・スマートフォン等（緊急速報メール機能を含む。）を用いた伝達手段の多様化を検討する。

また、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段の活用を検討する必要がある。

4.3 要支援観光客への対応・支援体制の強化

沖縄県、OCVB、国頭村、国頭村観光協会、観光関連事業者等は連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化する。

【主な取組】

- 要支援観光客への情報発信ツール等の整備
- 外国人観光客への情報発信手段の確保

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者と連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語などによる防災マップやパンフレット等を作成・配布し、住民や地域の観光協会、観光関連事業者への観光危機管理知識の普及・啓発を図るとともに、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーションなどを用いた情報発信ツール等の整備を図る。 ② 村は、県、OCVB 等と連携して、観光危機発生時における外国人観光客への避難誘導体制等の充実・強化を図るため、外国語通訳ボランティアの事前登録、活用体制の整備等や、専門的な資格や技能を有する者の把握を行う。 ③ ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。
国頭村観光協会	① 観光協会及び観光関連事業者は、県、村、OCVB 等と連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語などによる防災マップや施設内の避難誘導標識等への外国語の併記、従業員等への観光危機管理知識の普及・啓発を図るとともに、運行情報や避難情報等を確実に伝達するため、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーションなどを用いた情報発信ツール等の整備を推進する。
観光関連事業者	
沖縄県	① 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語などによる防災マップやパンフレット等を作成・配布し、県民や観光関連団体・事業者への観光危機管理知識の普及・啓発を図るとともに、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーションなどを用いた情報発信ツール等の整備を推進する。 ② 県は、市町村、OCVB 等と連携して、観光危機発生時における外国人観光客への避難誘導体制等の充実・強化を図るため、外国語通訳ボランティアの事前登録、活用体制の整備等や、専門的な資格や技能を有する者の把握に努める。
沖縄観光コンベンションビュー	① OCVB は、県、市町村等と連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制

ロー（OCVB）	を充実・強化するため、外国語などによる防災パンフレット等を作成・配布し、観光関連団体・事業者等への観光危機管理知識の普及・啓発を図るとともに、多言語対応のコールセンター及び観光案内所の機能強化、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーションなどを用いた情報発信ツール等の整備を推進する。
----------	--

4.4 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

慣れない土地で被災した観光客にも配慮して、避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄を充実・強化する。

【主な取組】

- 避難場所・経路等の把握
- 観光客も利用できる資機材の把握
- 観光客も見据えた食料・飲料水等の備蓄の確保

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村内における観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を踏まえ、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等が安全に避難できる避難施設や、地域の観光関連施設の避難場所等の把握、充実・強化を図る。 ② 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等の安全や、地域の観光産業の事業継続に必要な燃料、発電機などの資機材の備蓄状況を把握し、必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備を行う。 ③ 村は、国頭村観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機発生時に地域の避難施設等に避難している住民や観光客などの被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握し、観光客等にも配慮した必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備を行う。その際には、配慮を要する観光客も想定した内容とする。
国頭村観光協会	① 観光協会は、加盟事業者等と連携して、加盟事業者の施設や施設周辺等における観光客数及び繁忙期、旅行行動形態等の状況を把握し、観光危機発生時における加盟事業者の事業継続に必要な燃料、発電機などの資機材や、観光客等の被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄（7日分）の確保を促進する。その際には、配慮を要する観光客も想定した内容とする。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、自施設や施設周辺等における観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を把握し、観光危機発生時の事業継続に必要な燃料、発電機などの資機材や、観光客等の被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄（7日分）の整備に努める。
沖縄県	① 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が安全に避難できる地域の避難施設や観光施設等の把握、充実・強化を図る。 ② 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等の安全や、観光産業の事業継続に必要な燃料、発電機などの資機材の備蓄状況を把握し、必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備を促進する。 ③ 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に県民や観光客などの被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握し、観光客等にも配慮した必要な

【観光客にも配慮した備蓄の実施について】**① 備蓄量について**

現在、村内の公民館等の避難所において、村による備蓄の確保は行われていない。災害時には地域住民と観光客の避難が想定される状況において対応できない状況である。

道路の寸断や停電が長期化した場合に対応するための発電機等の備品の整備も必要である。

② 事業者への備蓄の推奨

村による備蓄の確保に努めるとともに、観光関連事業者に対しても自施設を訪れる観光客に対応した備蓄を行うことを推奨する。

③ 宗教やアレルギーへの配慮

外国人観光客やアレルギーを持つ観光客については、常備する備蓄での対応ができないことが想定される。ハラールやアレルギー食材の備蓄についても確保に努める。

第5章 危機への対応 (Response)

5.1 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置

村は、沖縄県、OCVB、国頭村観光協会、観光関連事業者等は連携して、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握、共有する初動体制を構築し、観光客への迅速かつ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を行う。

【主な取組】

- 危機発生時の観光危機管理体制の設置
- 企画商工観光課内の観光危機管理体制の構築
- 災害対策本部内での観光危機管理体制の構築

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、地域に滞在する観光客の安全確保、地域の観光産業への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、迅速かつ的確な観光危機管理対策に努める。 ② 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握、共有する体制を村商工観光課内に構築し、地域に滞在する観光客への迅速かつ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を行う。 ③ 既存計画による災害対策本部が設置された場合は、企画商工観光課は対策本部内において企画商工観光部として観光危機に関する対応を行う。
国頭村観光協会	① 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光客の安全確保、加盟事業者への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。 ② 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光客や加盟事業者の被害状況を収集・把握・共有する初動体制を構築し、観光客への迅速かつ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を推進する。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、観光客や従業員の安全確保、自社施設への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。 ② 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、自社施設や施設周辺に滞在する観光客や施設の被害状況を収集・把握・共有する初動体制を構築し、観光客への迅速かつ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を行う。
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客の安全確保、観光産業への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。

	② 県は、OCVB と連携して、観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制を設置するときは、市町村等に設置の通知等を行う。 ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握・共有する初動体制を構築し、観光客への迅速かつ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を推進する。
沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB)	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客の安全確保、観光産業への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。 ② OCVB は、県と連携して、観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制を設置するときは、観光関連団体・事業者に対して通知等を行う。 ③ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握・共有する初動体制を構築し、迅速かつ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を推進する。

※国頭村の観光危機管理体制については第2章 観光危機管理体制の体制図 (p.35) を参照。

【観光危機管理体制の設置（企画商工観光課）】

観光危機管理体制（企画商工観光課）における対応は、以下のような係を課内に置いて対応することを基本とする。その際の担当者の任命、配置、増減、移動の判断は企画商工課長が行うものとする。

役割	担当者	所掌事務
観光危機管理統括	企画商工観光課長	『危機対応に係る役割』 主に、「観光危機管理体制」総括指揮及び庁内外の調整を行う。 ①観光危機管理体制の設置及び廃止に関する事 ②庁内の他の既存の対策本部（災害対策本部など）及び行政関係機関との連絡調整に関する事 ③被害状況の総括に関する事 ④県及び国への報告に関する事 『日常的な役割』 主に、計画の管理及び、その実現性に関する事を行う。 ①教育・訓練に関する事 ②観光危機管理計画の修正・更新に関する事
被災者対策係	企画商工観光課職員	『被災者対策としての役割』（主に発災直後から） 主に、観光客の安否確認及び、被災観光客の対応を行う。 ①観光客の所在及び安否確認。 ②被災した観光客への対応に関する事。 ③被災した観光客への生活必需品に関する事。
帰宅支援対策係	企画商工観光課職員	『帰宅支援対策としての役割』（主に2日目以降） 主に、村内での帰宅支援を行う。 ①帰宅困難となり滞留した観光客の情報収集及び帰宅困難者対策に関する事。 ②帰宅困難者対策に係わる運輸機関との連携・調整に関する事。 ③外国人観光客の帰宅困難者対策に係わる関係機関との連絡・調整に関する事。
観光情報係	企画商工観光課職員	『観光情報としての役割』（主に発災直後から） 主に、観光客、観光関連事業者・施設の状況把握、情報提供を行う。 ①観光客及び観光産業の被害状況等の情報収集・共有に関する事。 ②観光客への情報提供等に関する事。 ③観光施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。 ④観光関連団体・事業者との連携調整に関する事。
回復係	企画商工観光課職員	『回復対策としての役割』（主に2日目以降） 主に、観光事業の復興に係る事項を行う。 ①観光復興施策等の企画・実施に関する事。 ②観光産業の早期復興・事業継続支援策（金融支援相談など）に関する事。 ③観光産業の復興に向けた関係機関との連絡・調整に関する事。 ④観光復興プロモーション活動等の企画・実施に関する事。 ⑤関係部局、国・県・観光協会・事業者と連携した各種誘客施策の実施に関する事。

(1) 初動体制の設置【全ての危機に対応】

村は、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握、共有する初動体制を企画商工観光課内に設置し、状況に応じて村内に滞在する観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の指示を行う。

なお、体制設置に係る基準は以下のとおりとし、その際の担当者の任命、配置、増減、移動の判断は企画商工観光課長が行うものとする。

1) 自然災害・危機の場合

設置体制	実施内容	基準	基準の具体化
観光危機管理 準備体制	・情報収集、分析、共有	観光危機の推移によっては、観光客及び観光産業に甚大な被害をもたらす、警戒本部又は対策本部を設置した対応が必要となる可能性がある場合	・台風の接近が気象台から発表 ・観光客又は観光関連事業者に身体的・物理的な被害が発生又は発生する恐れがある場合 ・県内主要道路が通行止めとなった場合 ・強風注意報が発令された場合
観光危機管理 警戒体制	・災害発生への準備	観光危機が発生又は発生する恐れがある場合	・村内または空港付近が暴風域に入ると予想される場合 ・暴風警報が発令された場合 ・通常対策を超える対応が必要な場合
観光危機管理 対策体制	・早期帰宅検討・対応 ・被害情報の収集・分析・共有 ・観光客への情報発信 ・避難誘導・安全確保 ・帰宅困難者対策 ・観光産業の早期復興 ・事業継続支援等	観光危機により観光客の生命、身体に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある場合 観光産業の事業継続に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがある場合	・観光客又は観光関連事業者に甚大な被害が発生又は発生する恐れがあり、対策・回復等に特に強化して対処の必要がある場合 ・暴風特別警報が発令された場合 ・県内主要交通機関が運転見合わせとなった場合 ・飛行機が複数日運転見合わせとなった場合 ・村内に多くの帰宅困難者が存在する場合 ・村内の主要観光関連施設に甚大に被害が生じ、回復の見込みが無い場合

地域防災計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で企画商工観光部としての役割を果たす。

2) 人的災害・危機の場合

設置体制	実施内容	基準	基準の具体化
観光危機管理 準備体制	・情報収集、分析、共有	—	・SNS 等に虚偽やいたずらの書き込みがあった場合
観光危機管理 警戒体制	・早期帰宅検討・対応 ・被害情報の収集・分析・共有 ・観光客への情報発信 ・避難誘導・安全確保 ・帰宅困難者対策 ・観光産業の早期復興 ・事業継続支援等	観光危機が発生又は発生する恐れがある場合	①バス等の交通機関が何者かにジャックされた場合 ②観光施設内やイベント会場で爆発事故が発生し、多数の人が被害を受けた場合 ③不特定多数の人がいる場所で刃物を振り回す等事件が起こった場合 ④観光に関する不適切な情報が SNS(ソーシャルネットワークサービス)等で拡散され、本来は無関係なところにも損害が及ぶ場合 ⑤村内で遭難者が発生した場合
観光危機管理 対策体制		観光危機により観光客の生命、身体に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある場合 観光産業の事業継続に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがある場合	・①、②、③の発生後、怪我人や死亡者が確認された場合 ・④の発生による風評被害で、観光客が減少した場合

国民保護計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で企画商工観光部としての役割を果たす。

3) 健康危機の場合

設置体制	実施内容	基準	基準の具体化
観光危機管理 準備体制	・情報収集、分析、 共有	県外で感染力の高い感 染症が発生	・県外及び直行使のある 国外で新型インフル エンザ等の感染症が 発生した場合 ・有毒生物が確認され、 多くの人が噛まれた り刺されたりしたこ とで健康被害が発生 した場合 ・特定地域において、野 犬等の危険生物が多 数目撃された場合
観光危機管理 警戒体制	・早期帰宅検討・ 対応 ・被害情報の収 集・分析・共有 ・観光客への情 報発信 ・避難誘導・安全 確保	県内で感染症患者が確 認され、感染者が徐々 に増加する	・県内でも新型インフル エンザ等の患者が確 認され、感染者が徐々 に増加した場合 ・村内の飲食店で食事 をした客の多くが食中 毒被害を受けた場合
観光危機管理 対策体制	・避難誘導・安全 確保 ・観光産業の早 期復興 ・事業継続支援等	近隣市町村で感染症患 者が確認され、感染者 が徐々に増加する	

新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で企画商工観光部としての役割を果たす。

4) 環境危機の場合

設置体制	実施内容	基準	基準の具体化
観光危機管理 準備体制	・情報収集、分析、 共有	・沖縄本島近海におい て船舶等の事故発生 ・県内で大気汚染が観 測される	・沖縄本島近海でタンカ ーが座礁する ・県内において基準値を 超える PM2.5（微小粒 子状物質）が継続して 観測される
観光危機管理 警戒体制	・早期帰宅検討・ 対応 ・被害情報の収 集・分析・共有 ・観光客への情報 発信 ・避難誘導・安全 確保	・沖縄東海岸周辺で重 油が海へ流出 ・沖縄県特別防災区域 で事故が発生 ・村内で大気汚染が観 測される	・村近海でタンカーが座 礁し、重油が海へ流出 した場合 ・村内でも基準値を超 える PM2.5 が観測され た場合
観光危機管理 対策体制	・避難誘導・安全 確保 ・観光産業の早期 復興 ・事業継続支援等	・沿岸部に重油が漂着 する ・村内で継続して大気 汚染が観測される	・村沿岸部に重油が漂着 した場合 ・村内で基準値を超 える PM2.5 が継続して 観測された場合

国民保護計画等に基づく対策本部が設置された場合、対策本部は国民保護計画等に基づく対策本部内で企画商工観光部としての役割を果たす。

5) 村外で発生した災害・危機の場合

設置体制	実施内容	基準	基準の具体化
観光危機管理 準備体制	・情報収集、分析、共有	本村の観光に負の影響を与える観光危機、主要市場における経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運行休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等が発生した場合	・日本国外の米国大使館、海外駐留米軍基地を標的とした大規模な同時多発テロが発生した場合 ・村外や県外で大規模な災害や危機が発生する ・円高が長期間続いた場合
観光危機管理 警戒体制	・早期帰宅検討・対応 ・被害情報の収集・分析・共有 ・観光客への情報発信	県で復興プロモーションを目的とした「観光危機管理対策本部」が設置されている場合	・上記の発生により、沖縄県への入域観光客数が減少し、県で観光危機管理対策本部が設置された場合
観光危機管理 対策体制	・避難誘導・安全確保 ・帰宅困難者対策 ・観光産業の早期復興 ・事業継続支援等	—	—

5.2 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化

観光危機が発生した場合、村、国頭村観光協会、沖縄県、OCVB、観光関連事業者等が連携し、的確に情報の収集・発信を行うために以下のような対応を行う。

【主な取組】

- 観光危機管理に関わる情報収集・発信
- 要支援観光客も考慮した情報発信機能の多様化
- 観光客等への正確な情報発信
- 被害状況、避難状況等の発信
- 村内の観光施設や交通施設等への情報伝達手段の確保
- 修学旅行や民泊、スポーツ合宿等の団体客の情報収集と安全確保
- 遭難者の情報収集や搜索のための関係機関との連携

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする地域の交通機関の運行情報、宿泊・観光施設の営業情報、道路、医療機関等の情報を収集・共有、総合的に発信する体制を整備し、地域に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信を行う。 ② 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた地域における早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信を行うとともに、レンタカー、タクシー、バス、等を利用している地域に滞在する観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段による情報発信に努める。 ③ 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機による通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。 ④ 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、地域に滞在する観光客等に対して観光危機に関する正確な情報の発信手段を確保するとともに、必要に応じて、地域の観光関連施設、道路等の被害情報や観光客の避難情報、交通機関の運行情報等について、報道機関などを活用した発信を行う。 ⑤ 村は、気象情報や避難勧告・指示等の避難情報を、村民等への伝達方法の他に、危険区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。また、村職員、消防職員及び消防団員等により巡回し、観光客に避難を呼びかける。

	⑥ 山中で遭難者が発生した場合、必要に応じて環境省や森林組合等の巡回中の職員へ情報提供を依頼する。
国頭村観光協会	① 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする加盟事業者の情報を発信する体制を整備し、県内に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信を行う。 ② 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信を行うとともに、レンタカー、タクシー、バス等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯電話等を用いた伝達手段による情報発信を促進する。 ③ 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機による通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。 ④ 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、県内に滞在する観光客や国内・海外の観光関連事業者及び観光市場に対して加盟事業者に関する正確な情報を発信する。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする交通機関の運行情報、宿泊・観光施設の営業情報等を発信する体制を整備し、県内に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信を行う。 ② 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信を行うとともに、レンタカー、タクシー、バス等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯電話等を用いた伝達手段による情報発信を行う。 ③ 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、観光危機による通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。 ④ 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、県内に滞在する観光客や国内・海外の観光関連事業者及び観光市場に対して正確な情報を発信する。 ⑤ 気象情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、安全な避難場所に誘導する。なお、避難情報が伝達されない場合も、気象情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路、医療機関等の情報を収集・共有、総合的に発信する体制を整備し、県内に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信を行う。

	② 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信を行うとともに、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段による情報発信を行う。 ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に伴う通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。 ④ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、県内に滞在する観光客や国内・海外の観光関連事業者及び観光市場に対して観光危機に関する正確な情報を発信するとともに、必要に応じて、観光関連施設、空港、港湾、道路等の被害情報や観光客の避難情報、交通機関の運行（運航）情報等について、報道機関などを活用した発信を行う。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路、医療機関等の情報を収集・共有、総合的に発信する体制を整備し、県内に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信を行う。 ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信を行うとともに、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段による情報発信を行う。 ③ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機による通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。 ④ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、県内に滞在する観光客や国内・海外の観光関連事業者及び観光市場に対して観光危機に関する正確な情報を発信するとともに、必要に応じて、観光関連施設、空港、港湾、道路等の被害情報や観光客の避難情報、交通機関の運行（運航）情報等について、報道機関などを活用した情報発信を行う。

【情報の入手元は以下を参考とする】

危機の状況	情報入手元の例
自然災害・危機	本村総務課、その他該当する課、気象庁、沖縄気象台、OCVB ホームページ、各種天気予報 Web サイト、マスコミ、ニュース ※地域の被災情報や通信状況については、可能な限り自ら確認を行う
人的災害・危機	本村総務課、村福祉課、その他該当する課、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース
健康危機	本村福祉課、その他該当する課、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース
環境危機	本村福祉課、その他該当する課、気象庁、海上保安庁、OCVB ホームページ、各種天気予報 Web サイト、マスコミ、ニュース
村外・県外で発生した災害・危機	本村総務課、その他該当する部署、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース、沖縄県、在沖米国総領事館、その他大使館

【交通機関や宿泊施設の情報以下を参考とする】

情報の種類	情報の内容
村内の交通状況	路線バス、その他のバス 村内の道路網状況
村内の宿泊状況	村内にある宿泊施設の状況（民泊等を含む） 村内にある避難施設の状況
村外の交通状況	那覇空港及び航空機運行状況（OCVB 等サイトより）
村外の宿泊状況	那覇市内の宿泊施設の状況（観光客は、帰宅を早めるために空港付近での宿泊を望むため） 周辺市町村（名護市等）の宿泊施設の状況 周辺市町村の避難施設の状況（避難する観光客が多数で、村内避難施設で対応できない場合）

5.3 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認

観光危機発生時に、地理に不慣れな観光客や外国人観光客など要支援観光客へも対応し、安全かつ確実な避難誘導・安否確認を行うために、以下のような対応を行う。

【主な取組】

- 観光客の避難誘導の実施
- マリンレジャー等海上の観光客への避難誘導手段の確保
- 観光客の安否確認及び情報収集
- 必要に応じて自衛隊等への救助要請を行う
- 近隣自治体と連携した観光客対応
- 安否情報の更新

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、気象情報や避難勧告・指示等の避難情報を、村民等への伝達方法の他に、危険区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。また、村職員、消防職員及び消防団員等により巡回し、観光客に避難を呼びかける。 ② 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、土砂崩れ等により道路が寸断された場合は通行可能な経路に避難誘導を行う。 ③ 津波の恐れがある場合に、漁業体験等で沖合いに出ている船への情報（震源の場所、津波の情報等）の伝達方法を確保する。 ④ 村は、観光関連団体、観光関連事業者と連携して観光客の避難情報及び安否情報を収集する。また、警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認を行い、県に報告する。 特に、修学旅行や合宿などにおいては、旅行業者を通じて、村内に滞在する学校等の避難状況を把握・整理する。また、修学旅行生の宿泊先等については、警察署や保健所に届出が必要であり、名護警察署、北部保健所を通じて安否確認を行う。 ⑤ 村は、収集した安否情報を基に、孤立などにより観光客の救助が必要な場合は県を通じて自衛隊等への救助要請を行い、速やかな救助対応を行う。なお、災害対策本部が立ち上がっている場合は、安否情報を基に災害対策本部が行う。 ⑥ 観光危機への対応時、危機・被災の規模や状況等により、近隣自治体との連携により円滑な対応が可能となる場合（生活必需品の供給や医療活動等）は、近隣自治体との連携により実施する。 ⑦ 自然災害などの観光危機発生時においては、発災直後から時間の経過とともに被災者が移動する場合も想定できる（村外に宿泊し一時的に村内に滞在している場合等）そのため、村は観光客の状況・人数が変化することにも配慮し、安否情報の更新を行う。
国頭村観光協会	① 観光協会は、県、村、観光関連事業者等と連携して、要支援観光客にも配慮した観光客の安全かつ確実な避難誘導を促進するとともに、観

	光客の避難情報及び安否情報や警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認及び OCVB への報告を行う。 ② 観光協会は、土砂崩れ等による道路の寸断等の情報を観光客へ発信する。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、県、村、観光協会等と連携して、要支援観光客にも配慮した観光客の安全かつ確実な避難誘導を実施するとともに、観光客の避難情報及び安否情報や警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認及び観光協会又は OCVB への報告を行う。 ② 気象情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、安全な避難場所に誘導する。 なお、避難情報が伝達されない場合も、気象情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、要支援観光客にも配慮した観光客の安全かつ確実な避難誘導等を促進するとともに、観光客の避難情報及び安否情報や警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認を行う。
沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB)	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、要支援観光客にも配慮した観光客の安全かつ確実な避難誘導を促進するとともに、観光客の避難情報及び安否情報や警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認及び県への報告を行う。

【安否確認の対象と情報経路】

安否情報の確認については村内の観光関連事業者の情報を国頭村観光協会が取りまとめ、企画商工観光課に報告する（観光協会が被災しない場合に限る）。

※参考：沖縄県国民保護計画（平成 26 年 2 月）

観光関連事業者は、顧客となっている観光客の安否確認を行う。宿泊客やレジャー中の観光客の安否確認にあたっては、可能な限り宿泊者名簿や参加者名簿との照合を行う。確認した情報は、以下の安否確認経路にしたがって村の企画商工観光部に報告する。

なお、安否状況は、時間とともに変化するため、関係者は適宜報告を行う。

5.4 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応

危機における観光客と住民との違いの一つは、帰宅支援の必要性の有無である。危機に遭遇した観光客は、最も危機的な状況を脱したら、次に考えることは家族・知人への安否連絡と自宅・自国へ一日でも早く戻ることである。村（沖縄県）と県外を結ぶ交通手段は、主に空路に限定され、災害等により那覇空港が閉鎖された場合、長期にわたり航空機の発着が休止されることが予想され、宿泊、観光などの観光関連施設に滞在している多くの観光客が帰宅困難になることが想定される。

関係者は、まず「帰宅困難者を出さない」ことに努め、帰宅困難者が発生した場合は、安全な帰宅を支援することが観光危機管理の重要となる。

帰宅困難者や被災した観光客への対応は、要支援観光客（障がいを持つ観光客や外国人観光客等）も含まれていることに留意して実行する。特に情報の発信については正確に伝達できるように考慮する。

【主な取組】

- 危機が予想される場合は、帰宅困難者を出さないための対応を行う
- 帰宅困難者への対応
- 復旧見込みに関する情報の発信
- 観光客の輸送に関する調整
- 帰宅困難な観光客の関係者家族への情報発信・提供

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、猛烈な台風の接近等、事前に航空機欠航の可能性が高いと想定される場合は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者と連携し、観光客に対し早期帰宅の注意喚起を行い帰宅困難者が発生しないように努める。 ② 観光客が新型インフルエンザ等の感染症に感染した場合には、航空機への搭乗が制限され帰宅できなくなる。したがって、村内や施設に滞在中の観光客に感染しないよう、県内での正確な発症情報等を観光客に伝え、また、感染予防に向けた注意喚起を行う。 ③ 村及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。 ④ 村は、観光危機により運休・欠航等となっている交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客が地域に滞留している場合は、帰宅困難者対策として、バス等での輸送について、国、県、OCVB、沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図る。（地域防災計画に記載） ⑤ 村は、帰宅困難者対策の実施にあたり、必要に応じて、地域に滞在する観光客の輸送等に関する業務について専門性と実施能力を有する事業者への協力依頼等を行う。 ⑥ 村は、国、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者と連携して、地域の交通機関や道路等の状況、緊急時の輸送手段などに関する情報を収集・整理し、帰宅困難となっている観光客に対して、ウ

	ウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して情報発信を行う。 ⑦ 村は、国、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者と連携して、被災した観光客の家族や関係者への地域の正確な情報提供や滞在中の必要な対応を行うとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した情報発信・提供を行う。
国頭村観光協会	① 観光協会及び観光関連事業者は、県、村、OCVB 等と連携して、帰宅困難者対策を行うとともに、交通機関や道路等の状況、緊急時の輸送手段などに関する情報を帰宅困難となっている観光客に対して、ウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して発信する。 ② 観光協会及び観光関連事業者は、県、村、OCVB 等と連携して、帰宅困難となっている観光客の輸送及び操配業務などの対応業務に協力するとともに、被災した観光客の家族や関係者への正確な情報提供や滞在中の必要な対応、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した情報発信・提供に努める。
観光関連事業者	
沖縄県	① 県は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客が県内に滞留している場合は、帰宅困難者対策として、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国、市町村、OCVB、沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、対応を行う。 ② 県は、帰宅困難者対策の実施にあたり、必要に応じて、観光客の輸送等に関する業務について専門性と実施能力を有する観光関連団体・事業者への協力依頼を行う。 ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、交通機関や道路等の状況、緊急時の輸送手段などに関する情報を収集・整理し、帰宅困難となっている観光客に対して、ウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して情報を発信する。 ④ 県は、国、外国公館等と連携して、外国人観光客の帰宅困難者対策として必要な情報収集等を行い、ウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して情報を発信する。 ⑤ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、被災した観光客の家族や関係者への正確な情報提供や滞在中の必要な対応を行うとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した情報発信・提供に努める。
沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB)	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、帰宅困難者対策を行うとともに、交通機関や道路等の状況、緊急時の輸送手段などに関する情報を帰宅困難となっている観光客に対して、ウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して発信する。 ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、被災した観光客の家族や関係者への正確な情報提供や滞在中の必要な対応を行うとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した情報発信・提供に努める。

【帰宅支援の具体的な方法について】

村は、村内に滞在する帰宅困難な観光客に対して、所在の把握や情報発信を行う。村外への観光客の移動手段の確保は県の役割であるため、村は、県、OCVB と連携を図りつつ、村内の観光客の輸送、集合場所などを調整し、帰宅支援を行う。

帰宅支援に際し、村内に滞在する観光客の名簿（氏名、性別、国籍、住所等）を作成し、迅速に対応できる体制を構築する。

5.5 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化

観光危機発生時に、被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化を図るために、以下のような対応を行う。

【主な取組】

- 救助・救急・医療活動等に係る情報提供
- 近隣自治体との連携による情報提供
- 被災した外国人観光客への対応
- 行方不明者に係る情報の提供
- 遺体の安置及び処理、遺体の埋葬

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、近隣市町村、観光協会、観光関連事業者、医療機関等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供を行う。 ② 村は、近隣自治体、OCVB、観光協会、観光関連事業者、交流拠点となっている共同売店等と連携して、地域に滞在する観光客の情報収集体制の充実・強化を図るとともに、行方不明観光客の搜索、救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供を行う。 ③ 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者、医療機関等と連携して、観光危機により負傷・り患等した外国人観光客への対応に必要な災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。 ④ 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者、交流拠点となっている共同売店、医療機関等と連携して、負傷・り患等した観光客に関する情報収集の充実・強化を図るとともに、医療活動を行う関係機関への情報提供に努める。 ⑤ 観光客の行方不明者の搜索については、「国頭村地域防災計画 第2編 第2章 第22節 第2項 行方不明者の搜索」に従って実行する。 ⑥ 観光客の行方不明者の発見後の収容及び処置については、「国頭村地域防災計画 第2編 第2章 第22節 第3項 遺体の取扱」に従って実行する。ただし、外国人の遺体に係る対応については、火葬・埋葬を禁じている場合があるため、必ず大使館、領事館、あるいは外務省、県、OCVB などに確認をとり、宗教・習慣などに配慮する。
国頭村観光協会	① 観光協会は、県、村、OCVB、加盟事業者等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供等を行う。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供等を行う。

沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、医療機関等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供を行う。 ② 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、県内に滞在する観光客の情報収集体制の充実・強化を図るとともに、行方不明観光客の搜索、救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供を行う。 ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、医療機関等と連携して、観光危機により負傷・り患等した外国人観光客への対応に必要な外国語通訳ボランティアなどの活用を図るとともに、必要に応じて、県外からの医療通訳者の派遣等に努める。 ④ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、医療機関等と連携して、負傷・り患等した観光客に関する情報収集の充実・強化を図るとともに、医療活動を行う関係機関への情報提供を行う。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供等を行う。

(1) 村内村医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	外国語対応
国頭村立診療所	国頭村字辺土名 1437	0980-41-5380	
国頭村立東部へき地診療所	国頭村安田 170	0980-41-7511	
国頭村立辺土名歯科診療所	国頭村辺土名 1458	0980-41-5360	
のと歯科	国頭村辺土名 2141-1	0980-41-2577	

(2) 近隣市町村医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	外国語対応
北部保健所	名護市大中 2-13-1	0980-52-2714	
県立北部病院	名護市大中 2-12-3	0980-52-2719	
社団法人北部地区医師会病院	名護市字宇茂佐 1712-3	0980-54-1111	英語（内分泌科）
もとぶ野毛病院	国頭郡本部町字大浜 880-1	0980-47-3001	英語（内科、小児科、外科、脳神経外科）
北山病院	国頭郡今帰仁村字今泊 280	0980-56-2339	
勝山病院	名護市字屋部 468-1	0980-53-7777	
医療法人タピック 宮里病院	名護市字宇茂佐 1763-2	0980-53-7771	
医療法人ノーブル ノーブルメディカルセンター	国頭郡本部町字石川 972	0980-51-7007	
国立療養所 沖縄愛楽園	名護市字済井出 1192	0980-52-8331	
社会福祉法人五和会 名護療育園	名護市字宇茂佐 1765	0980-52-0957	
東村立診療所	国頭郡東村平良字平良 804	0980-51-2200	英語（内科、外科）
やまだクリニック	本部町字大浜 874-15	0980-47-6660	英語（内科、外科）
名護記念クリニック	名護市宮里 7-22-35	0980-52-4187	英語（耳鼻咽喉科）

出典：「沖縄県災害医療マニュアル」 沖縄県

出典：沖縄県福祉保健部医務課 HP

出典：公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団国際交流課 HP

5.6 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給

村は、危機発生時において、県、近隣自治体、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、村内の避難施設や地域の観光関連施設における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給を行う。

また、観光関連事業者における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、それらの情報を関係者間で共有する。

観光関連事業者は、自施設に避難している観光客等への食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の供給に努める。

大勢の観光客が被災し、飲食品や医療品、衣服等の備蓄品の不足が想定される場合は、早期に県及び自衛隊等に支援要請を行う。

なお、外国人観光客には宗教上理由による特に食におけるタブーが存在することや、アレルギーに留意し、備蓄や事業者との連携により、食料の供給を行う。

【主な取組】

- 観光客を想定した備蓄の確保
- 避難した観光客への食料・飲料水等の提供
- 観光客を含めた避難所の確保

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。そのために、観光客も想定した備蓄の確保に努める。 ② 避難所への観光客の収容を想定した食料や生活必需品の確保。 ③ 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、村の避難施設や地域の観光関連施設における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給を行う。 ④ 村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。また、国、県、関係団体等に施設の利用を要請する。
国頭村観光協会	① 観光協会は、加盟事業者と連携して、加盟事業者等における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知に努める。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、自施設に避難している観光客等への食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の供給に努める。
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、市町村や観光関連事業者における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給に努める。

【観光客を想定した備蓄の確保を早期に行う】

現在、村内の各避難所には食料などの備蓄はない。また発電機などの設備も整備されていない状況である。

観光客の避難者を受け入れるための環境を早期に整備する必要がある、村と関係機関が協力して以下のような整備を図り総合的な防災力への備えを行う必要がある。

- ・観光客数に配慮した備蓄の確保。
- ・ビーチなど海水浴客の避難が想定される避難所には、衣服などの確保。
- ・集落の主要な避難所に発電機の配備。
- ・備蓄計画の作成を検討する必要がある。その際には、村民だけではなく地域を周遊する観光客にも配慮した計画とする必要がある。

5.7 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

観光危機発生時や収束後、または平時においても国頭村の観光産業に悪い影響を与える風評や間違った情報に対処するため、正確な情報収集・発信等を行うために以下のような対策の対応を図る。

【主な取組】

- 風評被害につながる情報の監視と正確な情報発信

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者、交流拠点となっている共同売店等と連携して、観光危機及び観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告・連携して、報道機関やウェブサイトなどを活用して正確な情報の発信を行う。
国頭村観光協会	① 観光協会及び観光関連事業者は、観光危機や観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、OCVB に報告・連携し、正確な情報をウェブサイトなどを活用して発信し、風評被害の発生防止に努める。
観光関連事業者	
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時において、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを通じて発信される観光危機及び観光産業に関する情報を収集・整理する。 ② 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機及び観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、正確な情報を報道機関やウェブサイトなどを活用して公式発表を行うとともに、国や外国公館等の関係機関を通じて、国内・海外に対し情報を発信し、風評被害の発生防止に努める。
沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB)	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時において、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどで発信される観光危機及び観光産業に関する情報を広範かつ継続的に検索し、モニタリング（監視）を行う。 ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機及び観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告・連携し、正確な情報を国内・海外の旅行業者に伝達するとともに、報道機関やウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用して発信し、風評被害の発生防止に努める。

第6章 危機からの回復（Recovery）

6.1 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置

観光危機後、観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

村は、県、近隣自治体、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、村内の宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

村は観光関連事業者と協力し、早期復興を可能とするために、企画商工観光課内に担当者を配置し情報収集・発信、危機からの回復への取組を進める。

国頭村観光協会は、村、県、OCVB、加盟事業者と連携して、観光客の誘致促進や、自施設・経営等の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

【主な取組】

- 観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、地域の宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。
国頭村観光協会	① 観光協会は、県、村、OCVB、加盟事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、観光客の誘致促進や、自施設・経営等の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

【観光産業の早期復興・事業継続に向けた取組の実施】

危機が発生した場合には、ほとんどの関係者は危機の対応に追われることが想定される。施設復旧など様々な対応の後に回復をスタートさせたのでは、観光客が訪れるのはさらに数ヵ月後となる。

施設復旧と同時に村内の観光産業が営業可能となるように、危機への対応と同時並行で回復を進めることが重要である。

村単独ではなく、県、OCVB とともに連携し、県外で行われる誘客キャンペーン等に参加し、落ち込んだ観光客の早期回復を図る。

6.2 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化

村は、県、近隣自治体、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機の影響・被害から村内の観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動等や、観光関連事業者の事業継続支援等を実施する。

【主な取組】

- 観光産業の早期復興に向けた観光誘客プロモーション活動の実施
- 観光関連事業者の事業継続支援

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機の影響・被害から地域の観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動等や、観光関連事業者の事業継続支援等を実施する。
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響・被害から観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動や、事業継続支援等を迅速かつ効果的に推進するための施策等を企画・実施する。 ② 県は、観光産業の早期復興に向けた施策等の企画にあたっては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「沖縄県観光振興基本計画」等の観光振興施策との整合性を図るものとし、国内・海外市場に対して積極的かつ効果的な観光誘客プロモーション活動を展開するため、国内・海外の観光業界や航空会社等との連携強化を図る。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響・被害から観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動や、事業継続支援等を迅速かつ効果的に推進するための取組を企画・実施する。

6.3 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施

村は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者と連携して、観光危機により被害を受けた村内の宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などの情報を収集・分析し、正確な情報を国内・海外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等を実施する。

情報の発信については、村が主体に行うことにより、正確な情報を担保し、プロモーション活動については、国頭村観光協会や村内の観光関連事業者と連携して、危機発生初期段階より検討を始め、修学旅行者やイベント等の様々な施策や、旅行商品の企画・造成・販売促進を進め、復興に向けた動きを早い時期からはじめるものとする。

なお、村内の一部地域で大規模被害が発生している場合でも、健全な営業が可能な観光関連施設においては積極的に自事業所のプロモーションを行い、村が復興に向かって進んでいることを発信することも重要である。

【主な取組】

- 村内の被害状況や復興状況の情報発信
- 観光客誘致に向けたプロモーション活動の実施

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機により被害を受けた地域の宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を国内・海外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等を実施する。 ② 村は、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施にあたっては、国内・海外の旅行市場の状況を踏まえた地域の観光プロモーション、テレビ・ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用した情報発信、修学旅行・スポーツ合宿の誘致対策、集客イベント等の様々な施策を検討する。
国頭村観光協会	① 観光協会は、県、村、OCVB、加盟事業者等と連携して、観光危機により被害を受けた加盟事業者の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報の発信を行うとともに、県外の観光関連団体等に対して、観光危機後の観光客の誘致に向けたプロモーション活動等に協力するよう働きかけを行う。 ② 観光協会は、加盟事業者に対して、県等の実施するプロモーション活動等への協力を促すとともに、加盟事業者と連携して観光客誘致促進のための旅行商品の企画・造成等を促進する。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、観光危機による被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を発信するとともに、県外の観光関連事業者等に対して、観光危機後の観光客の誘致に向けたプロモーション活動等に協力するよう働きかけを行う。 ② 観光関連事業者は、県等の実施するプロモーション活動等に協力するとともに、観光客の誘致に向けた旅行商品の企画・造成、販売促進活動等

	を推進する。
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により被害を受けた宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を国内・海外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等を積極的に実施する。 ② 県は、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施にあたっては、国内・海外の市場の状況を踏まえた航空路線別プロモーション、テレビ・ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用した情報発信、修学旅行・MICE の誘致対策、集客イベント等の様々な施策を行うものとする。
沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB)	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により被害を受けた宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を国内・海外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等を積極的に実施する。 ② OCVB は、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施にあたっては、国内・海外の旅行市場の状況を踏まえた航空路線別プロモーション、テレビ・ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用した情報発信、修学旅行・MICE の誘致対策、集客イベント等の様々な施策を行うものとする。

6.4 観光危機後の国内・海外への正確な情報発信等による風評被害対策

観光危機後、風評被害対策として国内・国外へ戦略的な情報発信等を行う。

村は、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた村内の宿泊、観光及び交通施設等の営業及び復旧状況などの情報を収集、整理する。また、村内の観光産業の回復状況をウェブサイト、ソーシャルメディアや報道機関などを活用して積極的に発信し、国内・海外の旅行市場に広く周知するなどの風評被害対策を行う。

なお、情報発信においては、村で一本化し、正確な情報を発信することで、風評被害を最小限とする。また同時に、過度な安心感をあおる情報としないように配慮する。

【主な取組】

●正確な情報発信による風評被害対策

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた地域の宿泊、観光及び交通施設等の営業状況や復旧情報を収集、整理し、ウェブサイトやソーシャルメディア、報道機関などを活用して国内・海外の旅行市場に積極的に発信し、地域の観光産業の回復を広く周知するなど、風評被害対策を行う。
国頭村観光協会	① 観光協会は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた加盟事業者の営業状況や復旧情報をウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して国内・海外に積極的に発信し、加盟事業者の回復を広く周知するなど、風評被害対策を推進する。
観光関連事業者	① 観光関連事業者は、県、村、OCVB、観光協会等と連携して、観光危機により影響を受けた事業の営業状況や復旧情報をウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して国内・海外に積極的に発信し、風評被害対策を推進する。
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた宿泊、観光及び交通施設等の営業状況や復旧情報を収集、整理し、ウェブサイトやソーシャルメディア、報道機関などを活用して国内・海外の旅行市場に積極的に発信し、観光産業の回復を広く周知するなど、風評被害対策を推進する。 ② 県は、観光危機後、観光産業に負の影響を与える情報等の流布が懸念される時は、これらの風評被害を防止するため、国内・海外の旅行市場に向けて正確な情報をウェブサイトや報道機関などを活用して発信するものとする。 ③ 県は、国、市町村、OCVB 等と連携して、沖縄観光に対して高いレベルの注意喚起や渡航の延期勧告等の情報が発出されている国の政府や国際機関等に、県内の観光地や観光産業の回復状況に関する情報を積極的に提供するなど働きかけを継続的に実施し、渡航情報レベルの引き下げに努める。
沖縄観光コンベンションビュー	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた宿泊、観光及び交通施設等の営業状況や復旧情報を

ロー（OCVB）	ウェブサイトやソーシャルメディア、報道機関などを活用して国内・海外の旅行市場に積極的に発信し、観光産業の回復を広く周知するなど、風評被害対策を推進する。 ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、国内・海外の旅行市場に対し、県内の観光地や観光施設等の回復・営業などの状況を正確に伝えるとともに、国内・海外の旅行者等を現地視察に招待するなど、観光産業の回復等の周知に努める。 ③ OCVB は、県と連携し、海外事務所等を通じて海外の旅行者等に観光地及び観光産業の回復状況などの正確な情報を提供するとともに、セミナーや海外旅行会社の招聘等を実施し、国内・海外の旅行者における沖縄への旅行商品の造成・販売を促進する。
----------	---

【回復に向けた情報発信の例】

- ・沖縄県内の観光地は、ほとんどが通常の状態に戻っており、訪れた観光客は、観光を楽しんでいることを市場に確実に伝える。（事実を伝える）
- ・災害後に、戻ってしやすい市場やセグメントから始め、観光客の賑わいが戻るのに合わせ徐々に他の市場にマーケティングを広げる。
- ・沖縄観光に「思い入れ」のあるリピーター層への働きかけに重点を置く。
- ・予約を取り消したお客様に、復興などの情報を伝えて来訪を促す。
- ・危機対応後の予約がこれ以上落ちないように、現在予約があるお客様に安心情報を提供する。
- ・第三者的な立場にあるマスコミや旅行会社を通じて、沖縄県の観光の回復を発信することで、情報の信頼性を高める。
- ・旅行会社の企画・販売スタッフに県内の様子を実際に見てもらう機会を作る。
- ・実際に沖縄県や本村に来訪した観光客が感じたことを、来訪をためらっている層に伝える。
- ・村内の取組を、沖縄全体の観光回復の取組の中に位置づける。

6.5 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施

観光に携わる事業者の多くは、資金力の限られた中小企業であり、危機により施設の被害や集客上の影響を受けた中小事業者が、施設の修復や従業員の雇用を維持し、事業再開に備えるためには、資金面での支援が不可欠である。

村は、県、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機で被害を受けた村内の観光産業の早期復興・事業継続支援等を実施する。

また、県等と連携して、村内の観光関連事業者の事業継続を図るため、観光危機が発生した初期段階から商工会や金融機関等の協力を求め、被害を受けた村内の観光関連事業者に対する金融相談や融資の斡旋に努める。

観光危機が発生した際、早い段階で融資などの金融相談・支援が必要であり、被害を受けた観光関連事業者が安心して復興に専念することができる環境を作るために、村は金融機関や信用保証協会の紹介などの支援を行う。

【主な取組】

- 被害を受けた地域の観光産業の早期復興・事業継続支援等の実施
- 観光危機で被害を受けた地域の観光関連事業者に対する融資の指導、斡旋

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機で被害を受けた地域の観光産業の早期復興・事業継続支援等を実施する。 ② 村は、県等と連携して、地域の観光関連事業者の事業継続を図るため、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会等の協力を求めて、金融相談を行い、観光危機で被害を受けた地域の観光関連事業者に対する融資の指導、斡旋を行う。
国頭村観光協会 観光関連事業者	① 観光協会及び観光関連事業者は、観光危機で被害を受けた観光関連事業者等の早期復興・事業継続に必要な取組を推進する。
沖縄県	① 県は、国、市町村、政府系金融機関、民間金融機関、信用保証協会等と連携して、観光危機で被害を受けた観光関連事業者に対する復興資金の緊急融資等を推進する。 ② 県は、市町村と連携して、観光産業の事業継続を図るため、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会等の協力を求めて、金融相談を行い、観光危機で被害を受けた観光関連事業者に対する融資の指導、あっせんを行う。 ③ 県は、政府系金融機関、民間金融機関、信用保証協会等と連携して、観光危機で被害を受けた観光関連事業者に対し、既存融資の返済条件の変更等に柔軟に対応できるよう取り組む。
沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB)	① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機で被害を受けた観光産業の早期復興・事業継続支援等を実施する。

【融資制度の事例】

	貸付制度名称	貸付対象	資金使途
沖縄振興開発金融公庫 (商工会)	マル経資金（小企業等経営改善資金融資制度）	常時使用する従業員が商業・サービス業では5人以下、製造業等では20人以下であること、商工会の経営指導を原則として6ヶ月以上受けていることなど	設備資金 運転資金
沖縄振興開発金融公庫 (商工会)	沖縄経資金（沖縄雇用・経営基盤強化資金）	商業・サービス業：6人～10人（宿泊業：6人～15人）、商工会議所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている方	設備資金 運転資金
商工組合中央金庫	災害復旧資金	異常な自然現象などにより生じる被害または武力攻撃災害の影響を受けた直接および間接被災事業者	設備資金 運転資金
商工組合中央金庫	経営環境変化対応資金	景況悪化により一時的に売上の減少等の要因で業況に影響を受け資金繰りに支障をきたしている事業者	設備資金 運転資金
日本政策金融公庫	政策による	自然災害や経済環境の変化等によるセーフティネット需要に機動的に対処	政策による

※災害時に政策的に設立される融資制度等の情報把握に努める。

6.6 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

村は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者、政府系金融機関、民間金融機関等と連携して、観光危機により甚大な被害を受けた地域の観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援に努める。

観光関連団体や村内の観光関連事業者は、観光危機による観光施設等の損傷、交通及びライフライン障害などで休業に至ったときは、可能な限り従業員の雇用を継続するとともに、休業期間を利用して従業員の人材育成等を推進するなど、営業再開後のサービスレベルの向上を図る。

【主な取組】

- 観光危機により甚大な被害を受けた地域の観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者、政府系金融機関、民間金融機関等と連携して、観光危機により甚大な被害を受けた地域の観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援を行う。
国頭村観光協会	① 観光協会及び観光関連事業者は、観光危機により観光施設等が損傷し、又は交通障害やライフラインの障害のために休業などに至った場合において、従業員の雇用を可能な限り継続するとともに、休業期間を利用して従業員の人材育成等を推進するなど、営業再開後のサービスレベルの向上に努めるものとする。
観光関連事業者	
沖縄県	① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、政府系金融機関、民間金融機関等と連携して、観光危機により甚大な被害を受けた観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援を推進する。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、県、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により甚大な被害を受けた観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援を推進する。

第7章 計画の効果的な実現

7.1 観光危機管理マニュアルの策定と訓練の実施

本計画は、実際の観光危機への対応や訓練等を通じて取組の的確性や手順等の有効性・実効性を検証し、観光危機管理発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう継続的に見直しを行うものとする。

また、県、OCVB、国頭村観光協会、観光関連団体・事業者等の計画等との整合性を図る必要がある場合には、必要に応じ、本計画を改定し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。

計画の充実・強化と同時に、村民への観光危機管理計画の普及啓発を行う。本村の広大な村域に集落が点在し、そこに周遊する観光客の状況を把握するのは困難である。そこで、危機発生時の観光客への対応を地域住民も意識し、避難誘導を行うなど地域住民との連携も重要となる。

村では地域防災計画を策定しており、定期的な見直しを行っている。地域防災計画の主な対象は、その地域に住む住民とその財産であるが、本計画では地域防災計画では不十分な観光客への対応を定めている。今後、地域防災計画の見直しの際には、本計画の実効性を高めるため、整合性を図り、連携した取組が求められる。

【主な取組】

- 観光危機管理に関する訓練の継続実施
- 危機に対するマニュアルを策定し、実効性を高める

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機管理に関する訓練を定期的実施し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう観光危機管理体制及び対策の充実・強化を図る。
国頭村観光協会	① 観光協会及び観光関連事業者は、沖縄県観光危機管理基本計画及び実行計画に基づき、観光危機管理マニュアルの策定、又は既存マニュアルとの整合性を図るものとする。 ② 観光協会及び観光関連事業者は、県、村、OCVB 等と連携して、観光危機管理に関する訓練を定期的実施し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう観光危機管理体制及び対策の充実・強化を図る。
観光関連事業者	③ 観光・宿泊施設、交通施設（バスのターミナル等）、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者や混乱等も想定した内容とする。
沖縄県	① 県は、沖縄県観光危機管理基本計画を確実に推進するため、実行計画を策定する。 ② 県は、実行計画において、想定する観光危機毎に、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等における観光危機管理対策の具体的な役割等を定め、観光危機管理体制の構築を図る。

	③ 県は、沖縄県観光危機管理基本計画及び実行計画に基づいて、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等や、マニュアルの策定促進に向けた説明会等の実施に努める。 ④ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機管理に関する訓練を定期的実施し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう観光危機管理体制及び対策の充実・強化を図る。
沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	① OCVB は、沖縄県観光危機管理基本計画及び実行計画に基づき、観光危機管理計画等を策定する。 ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機管理に関する訓練を定期的実施し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう観光危機管理体制及び対策の充実・強化を図る。

【観光危機管理に関する訓練の実施】

観光危機管理計画が、実際に機能し、必要であれば修正を加えてより実効性を高め、安心安全な国頭村を目指すために、観光危機管理訓練を継続的に実施する。

訓練には、一般的に「実動訓練」と「図上訓練」があり、目的に応じた訓練を実施する。

訓練には行政のみではなく、実際に観光関連事業者の参加も促進し、また、要支援観光客（外国人、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等の災害弱者）対応も想定した訓練や、時期や時間によって変化する観光客の滞在状況も想定した内容とする。

訓練種類		概要
図上	災害図上訓練 DIG	グループでゲーム感覚も取り入れながら、大きな地図に災害リスクや防災資源を書き込むことで地域の災害リスクの気づきを行う。
図上	ロールレイング机上シミュレーション訓練	災害時の状況を模擬的に体験しながら、実際の災害時に犯しやすい失敗を認識し、適切な対応能力を身につける。
図上	状況予測型訓練	情報不足下での状況予測能力、意思決定能力の向上を目的とした訓練。初期段階で、座学で行うことも多い。
実動	避難訓練	地域住民や職員に災害や避難の知識を普及させるとともに、避難訓練を通じて、避難場所や避難経路の確認を行う。
実動	情報伝達訓練	関係機関や住民に対して、予め定められた情報伝達マニュアルに沿って、防災行政無線や携帯電話、FAX、広報車などの手段を活用。
実動	緊急参集訓練	地震等大規模災害の発生を想定して、休日や夜間、勤務時間外に実際に緊急参集を行う。

7.2 計画の進捗管理、見直し

本計画は、実際の観光危機への対応や訓練等を通じて内容を検証し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう継続的に見直しを行う必要がある。

また、本計画の見直しにあたっては、観光危機管理に関する取組の進捗状況、計画内容の有効性かつ実行性等を随時検証するとともに、国内・海外の旅行市場や、観光客の旅行形態等の変化なども的確に反映するものとする。

【主な取組】

- 必要に応じた、本計画やマニュアル等の見直し

対応機関	それぞれの機関の役割
国頭村	① 村は、観光危機管理計画等に基づく危機対応や訓練等において、当該計画等を見直す必要がある場合は、改定を行う。 ② 村は、沖縄県観光危機管理基本計画又は実行計画が改定されたときは、県、OCVB、観光協会、観光関連事業者等との連携を図るため、観光危機管理計画等の改定に努める。
国頭村観光協会	① 観光協会及び観光関連事業者は、観光危機管理マニュアル等に基づく危機対応や訓練等において、当該マニュアル等を見直す必要がある場合は、改定を行うものとする。
観光関連事業者	② 観光協会及び観光関連事業者は、沖縄県の観光危機管理計画又は実行計画及び、国頭村観光危機管理計画が改定されたときは、県、村、OCVB等との連携を図るため、観光危機管理マニュアル等の改定を行うものとする。
沖縄県	① 県は、沖縄県観光危機管理基本計画の見直しを 5 年毎に実施する。ただし、関連する既存計画等の改定等があった場合や沖縄県観光危機管理基本計画の改定が必要な新たな観光危機対応が生じた場合は、必要に応じて計画の改定を行うものとする。 ② 県は、沖縄県観光危機管理基本計画に基づく危機対応や訓練等において、実行計画を見直す必要がある場合は、随時、実行計画を改定するものとする。
沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB)	① OCVB は、観光危機管理計画等に基づく危機対応や訓練等において、当該計画等を見直す必要がある場合は、改定を行うものとする。 ② OCVB は、沖縄県観光危機管理基本計画又は実行計画が改定されたときは、県、市町村、観光関連団体・事業者等との連携を図るため、観光危機管理計画等の改定を行うものとする。

第8章 各様式について

危機発生時に、速やか且つ確実に状況を伝達・整理するため、情報収集項目については、使用する場面（場所）、使用するタイミング毎に事前に整理しておくことが重要となる。

特に、「安否情報」や「避難所（場所）状況報告」などについては、タイムラインを踏まえた情報の量や質が変わる。（例：初動では「どこにどれだけいる」→次のタイミングで「どこにどのような人がどれだけいる」→その次のタイミングでは「どこに誰がいる」に必要な情報が変わっていく）

また、個人情報の取り扱いも含めた様式を整理する必要がある。

次項に観光関連事業者が、危機時に避難を行い安全確保した上で観光協会に対して情報提供を行う「第一報様式」、避難所や利用可能な施設で詳細な観光客の情報提供を行う「第二報様式」を示す。

危機時には、それぞれの様式の内容について、国頭村観光協会又は村企画商工観光課が情報収集を行い、取りまとめる。

8.1 避難情報・被災情報報告様式（第一報様式）

宛

観光客安否等報告書（速報）（案）

報告日時	年 月 日 () 時 分		
事業所名			
担当者名			
連絡先	メール		
	電話		
	FAX		

■避難場所

--

■安否情報

観光客 計 人			
日本人	外国人	うち負傷者	うち死亡者
人	人	人	人

（負傷者の内訳）

分類	（定義）	内訳
重篤	生命の危険が切迫しているもの ①心・呼吸の停止または停止の恐れがあるもの。 ②心肺蘇生を行ったもの。	人
重症	生命の危険の可能性のあるもの	人
中等症	生命の危険はないが入院を要するもの	人
軽症	入院を要しないもの	人

■施設の被害状況

被害の有無【 有 （全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）・ 無 】

■配慮が必要な観光客

例) 妊婦●名、車いす●名 等

8.2 観光客の氏名等個人情報を把握する様式（第二報様式）

事業所名：_____

従業員氏名：_____

	名前 漢字(ふりがな)	性別	生年月日	現住所	連絡先	緊急連絡先 (続柄)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※国頭村個人情報保護条例に則り、個人情報を適正に取り扱うこと。

第9章 資料編

9.1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所

避難施設名	災害種別						避難所	福祉 避難所
	急傾斜	土石流	地すべり	高潮	地震	津波		
奥間小学校（体育館） 国頭村字奥間1	(校庭) ○	(校庭) ○	○	×	(校庭) ○	×	○	-
辺土名小学校 国頭村字辺土名181	○	○	○	×	(校庭) ○	×	○	-
国頭中学校 国頭村字辺土名1463	○	○	○	×	(校庭) ○	×	○	-
佐手小学校 国頭村字佐手293	○	○	○	○	(校庭) ○	×	○	-
旧佐手小学校辺野喜分校 国頭村字辺野喜58	×	○	○	○	(校庭) ○	×	○	-
北国小学校 国頭村字宜名真535	○	○	○	○	(校庭) ○	○	○	-
奥小学校 国頭村字奥313	×	○	○	×	(校庭) ○	×	○	-
楚洲あさひの丘 国頭村字楚洲517	○	○	○	○	(校庭) ○	○	-	○
安田小学校 国頭村字安田279	○	○	○	○	(校庭) ○	×	○	-
安波小学校 国頭村字安波601	○	×	○	×	(校庭) ○	×	○	-
老人福祉センター 国頭村字辺土名1709	○	○	○	○	×	×	-	○
特別養護老人ホーム北斗園 国頭村字辺土名1692	○	○	○	○	×	×	-	○

避難施設名	災害種別						避難所	福祉 避難所
	急傾斜	土石流	地すべり	高潮	地震	津波		
浜公民館 国頭村浜102	×	×	○	×	×	×	○	-
半地公民館 国頭村字半地248	○	○	○	×	×	×	○	-
比地コミュニティ施設 国頭村字比地151-2	○	○	○	○	×	×	○	-
鏡地公民館 国頭村字鏡地172-2	○	○	○	×	×	×	○	-
奥間公民館 国頭村字奥間64	○	○	○	○	×	○	○	-
桃原公民館 国頭村字桃原49	○	○	○	×	×	×	○	-
辺土名公民館 国頭村字辺土名791	×	○	○	○	×	×	○	-
上島公民館 国頭村字辺土名1165	×	×	○	○	×	○	○	-
宇良集会所 国頭村字宇良47-2	×	○	○	×	×	×	○	-
伊地地区体育館 国頭村字伊地152-3	○	○	○	×	×	×	○	-
与那地区交流拠点施設 国頭村字与那70	×	○	○	○	×	○	○	-
謝敷公民館 国頭村字謝敷213	○	○	○	○	×	×	○	-
佐手公民館 国頭村字佐手135	○	○	○	×	×	×	○	-
辺野喜公民館 国頭村字辺野喜47	○	○	○	○	×	×	○	-
宇嘉公民館 国頭村字宇嘉2	○	○	○	×	×	×	○	-
宜名真公民館 国頭村字宜名真214	×	○	○	×	×	×	○	-

避難施設名	災害種別						避難所	福祉 避難所
	急傾斜	土石流	地すべり	高潮	地震	津波		
辺戸公民館 国頭村字辺戸51-3	○	○	○	○	×	○	○	-
奥集落センター 国頭村字奥133	○	○	○	×	×	×	○	-
楚洲公民館 国頭村字楚洲325	×	○	○	○	×	×	○	-
安田公民館 国頭村字安田858	○	○	○	×	×	×	○	-
安波公民館 国頭村字安波110	○	○	○	×	×	×	○	-
くにがみ屋内運動場 国頭村字浜500	○	○	○	×	×	×	○	-
国頭陸上競技場 国頭村字浜502	○	○	○	×	○	×	×	-
比地キャンプ場等施設 国頭村字比地781-1	○	○	○	○	×	○	×	-
くにがみ鏡地パークゴルフ場 国頭村字鏡地142-10	○	○	○	×	×	×	×	-
観光物産センター（道の駅） 国頭村字奥間1605	○	○	○	×	×	×	○	-
村民ふれあいセンター 国頭村字辺土名112	○	○	○	×	×	×	○	-
国頭村森林公園 国頭村字辺土名1094	○	○	○	○	×	○	○	-
保健センター 国頭村字辺土名1437	○	○	○	×	×	×	○	-
総合体育館 国頭村字辺土名2142	○	○	○	×	×	×	○	-
やんばる学びの森 国頭村字安波1301-7	○	○	○	○	×	○	○	-

資料：総務課

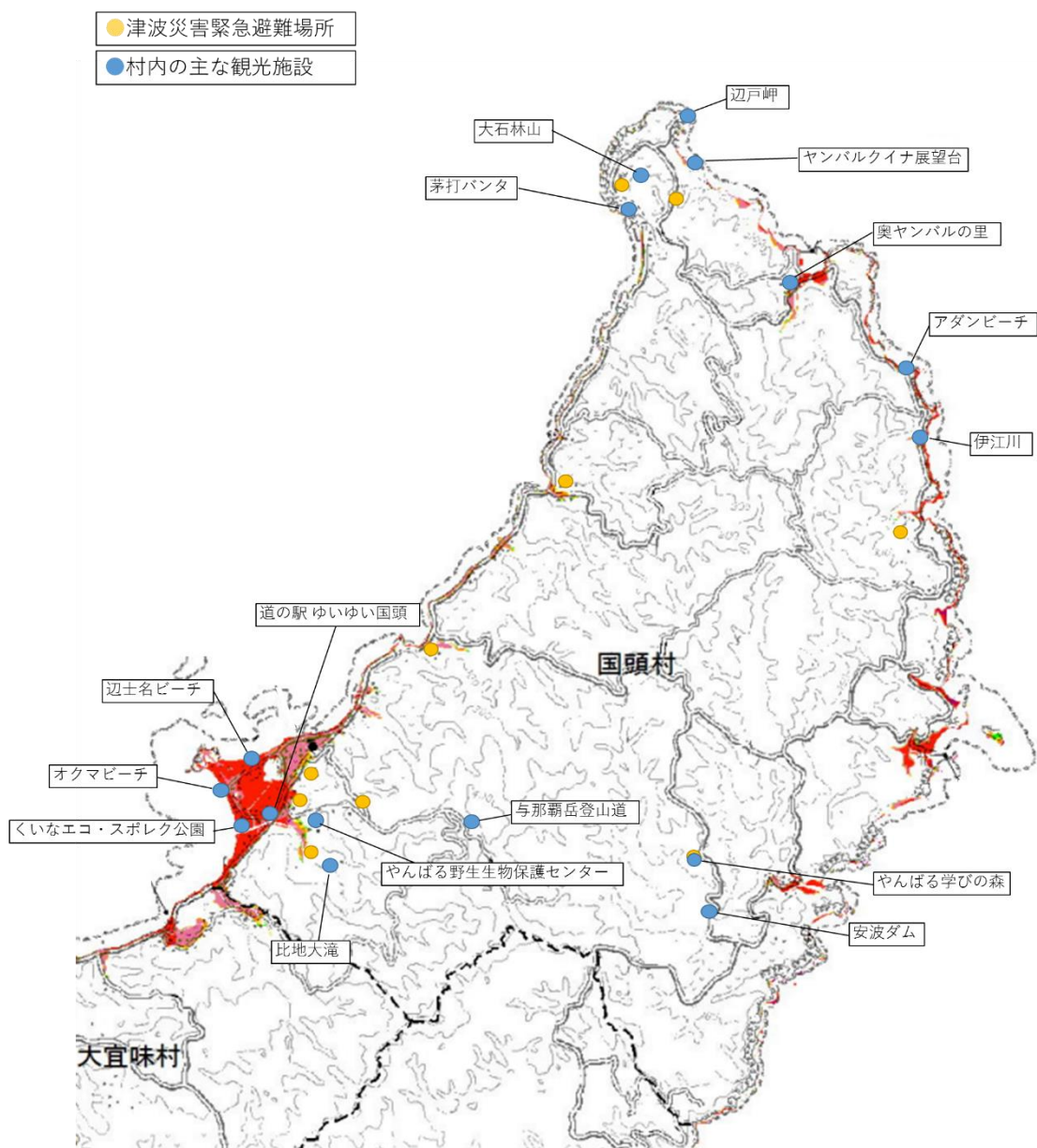
(2) 津波避難所リスト

避難施設名	緊急避難場所	
	急傾斜	津波
浜地区避難場所	×	○
半地地区避難場所	○	○
比地地区避難場所 (小玉森：アサギヤー)	○	○
桃原地区避難場所 (桃原地区避難路)	○	○
辺土名地区避難所 (林道広場)	○	○
辺土名地区避難場所 (水タンク)	○	○
辺土名地区避難場所 (三愛道路)	○	○
与那地区避難場所①	×	○
与那地区避難場所②	×	○
与那地区避難場所③	○	○
謝敷地区避難場所① (アサギマー)	×	○
謝敷地区避難場所② (東屋)	○	○
辺野喜地区避難場所①	×	○
辺野喜地区避難場所②		○
宇嘉地区避難場所	○	○
奥地区避難場所①	○	○
奥地区避難場所②	×	○
安田地区避難場所① (NTTアンテナ広場)	○	○
安田地区避難場所② (灯台入口広場)	○	○
安波地区避難場所①	○	○
安波地区避難場所②	×	○
安波地区避難場所③	×	○

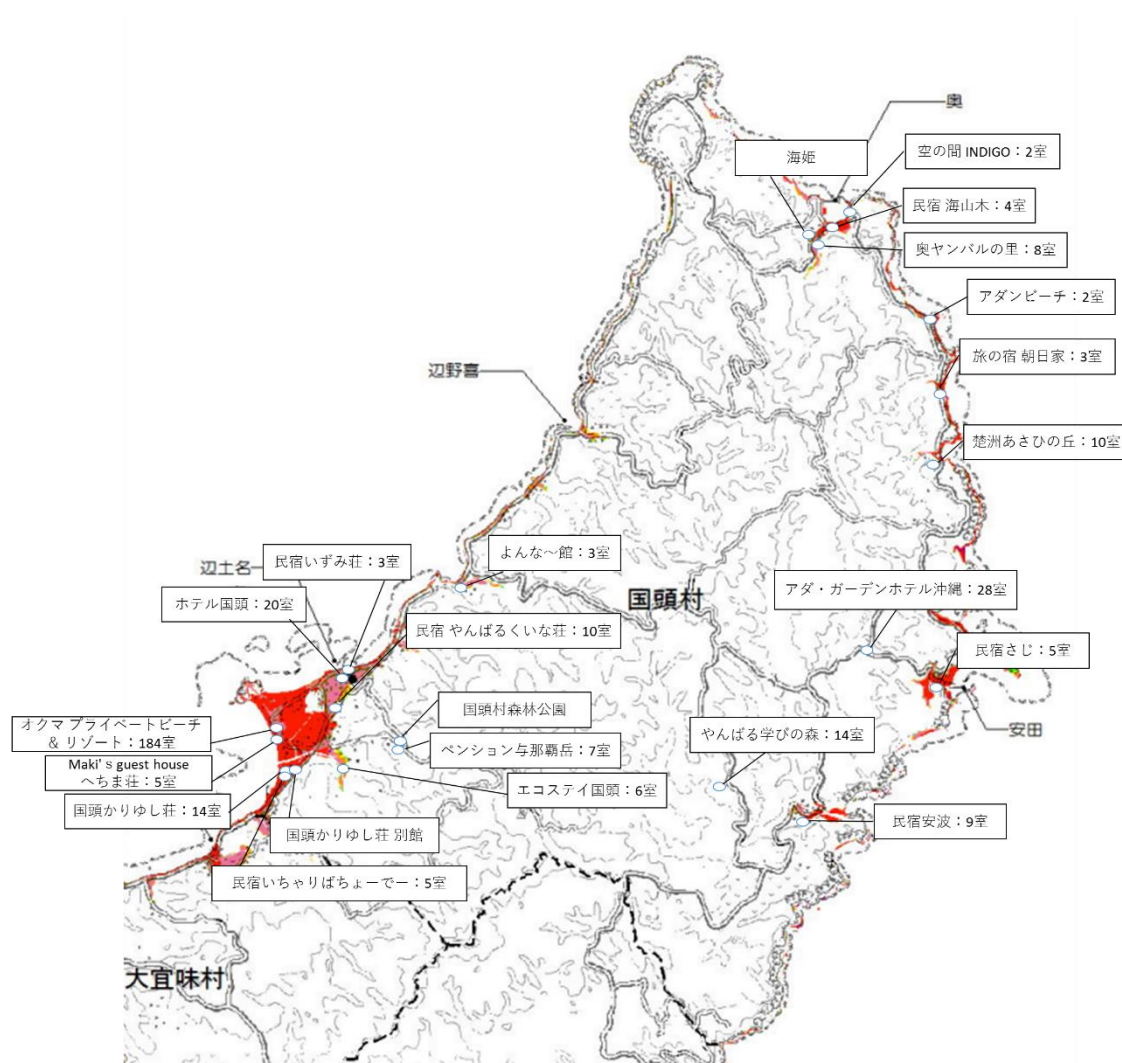
資料：総務課

※整備済みの施設（国頭村認定こども園、鏡地公民館）及び今後完成する施設（辺戸岬拠点施設）は、村長の指定後に指定緊急避難場所・指定避難所として修正・追加する。

9.2 村内主要観光施設と津波浸水想定状況



9.3 村内宿泊施設と津波浸水想定状況



9.4 国頭村観光危機管理体制および連携が必要な機関の連絡先一覧

(1) 宿泊事業者

	施設名	所在地	電話番号	客室数 (室)	収容人数	対応 言語	備考
1	オクマプライベートビーチ&リゾート	国頭村奥間 913	0980-41-2222	184	600		
2	国頭村環境教育センター やんばる学びの森	国頭村安波 1301-7	0980-41-7979	14	82		
3	民宿 海山木	国頭村奥 480	0980-41-8383	4	10		
4	民宿やんばるくいな荘	国頭村辺土名 1278-6	0980-41-5506	10	20		
5	奥ヤンバルの里	国頭村奥 1280	0980-50-4141	8	32		
6	Maki's guest house へ ちま荘	国頭村鏡地 303	0980-43-9850	5	10		
7	ペンション与那覇岳	国頭村奥間 2040-101	0980-41-2646	7	24		
8	ホテル国頭	国頭村辺土名 139	0980-41-2115	20	43		
9	アダ・ガーデンホテル沖 縄	国頭村安田 1285-95	0980-41-7070	28	60		
10	国頭かりゆし荘	国頭村字半地 269-1	0980-50-1906	14	本館 51 名/ 別館 25 名	英語	
11	海姫	国頭村字奥 224	090-9784-0775				
12	楚洲あさひの丘	国頭村楚洲 517	0980-41-8888	10	62		
13	民宿さじ	国頭村安田 112	0980-41-7676	5	12		
14	民宿 安波	国頭村安波 322	0980-41-7255	9	15		
15	民宿 いずみ荘(いずみ 屋)	国頭村辺土名 192	0980-41-2972	3	10		
16	民宿 いちやりばちょ ーでー	国頭村半地 346	0980-41-3234	5	10		
17	国頭村森林公園	国頭村辺土名 1094-1	0980-50-1022	8	44		バンガロー等
18	よんな〜館	国頭村与那 68	0980-50-1356	3	20		
19	エコステイ国頭	国頭村比地 83	098-943-2853	6			コンテナ
20	アダンビーチ	国頭村楚洲 48	0980-41-8500	2			コンテナ
21	旅の宿 明日家	国頭村楚洲 150-1	090-6840-5084	3			
22	空の間 INDIGO	国頭村奥 1866	080-1708-8851	2	5		

(2) 観光関連施設

	観光施設	所在地	電話/FAX	概要	備考
1	くいなエコ・スポレク公園	国頭村浜 502	0980-41-5774	野球、陸上、サッカー、テニス等のスポーツ施設	
	鏡地シナマー公園	国頭村鏡地 142-10	0980-41-2100	パークゴルフ場、テニスコート、遊歩道	
2	アダンビーチ	国頭村楚洲	0980-41-8500		
3	国頭村観光物産株式会社 「道の駅」ゆいゆい国頭	国頭村奥間 1605	0980-41-5555	観光物産センター	
4	やんばる3村観光連携拠点施設・やんばる3村観光案内所	国頭村奥間 1569-1	0980-41-2101	国頭村観光協会	村の施設
5	比地大滝キャンプ場	国頭村比地 781-1	0980-41-3636	キャンプサイト14カ所	
6	大石林山	国頭村宜名真 1241	0980-41-8117	熱帯カルスト地形、亜熱帯の森を散策するコース	
7	安田くいなふれあい公園	国頭村安田 1477-35	0980-41-7788		
	ヤンバルクイナ生態展示学習施設 クイナの森		0980-41-7788	実際に生息するヤンバルクイナを観察	
	くいなパークゴルフ場		0980-41-7788	36ホール（県内最大）	
8	やんばる野生生物保護センター ウフギー自然館	国頭村比地 263-1	0980-50-1025	展示室、映像・レクチャールーム	環境省
9	やんばる森のおもちゃ美術館	国頭村辺土名 1094-2	0980-50-1022	沖縄の木材で制作したおもちゃで自由に遊べる施設	森林組合

(3) マリン事業者

	観光施設	所在地	電話/ F A X	概要
1	海遊び・森遊び きじむなあ	国頭村宇良 4 8 4 - 8	0980-41-5577 0980-41-5577	ネイチャーウォッチング ツアー：シュノーケリン グ・森林散策他
2	Yambaru Green	国頭村辺土名 272 番地	090-8293-5117	やんばるの森をフィール ドとして様々な自然体験 ツアーを提供
3	オフィス・アクアプラネット	国頭村宇良 484-10	050-3637-5059 0980-41-5059	ダイビング、マリンサー ビス
4	Sea Life	国頭村辺土名 213	080-8851-6315	ダイビング・シュノーケ ル・釣り
5	オクマナビ	国頭村奥間 1715-1	090-8763-3813	
6	OSC 株式会社	名護市饒平名 369 番地	0980-51-4100 0980-51-4101	定置網 関連法人：国頭漁業協同 組合・一般財団法人 沖縄 美ら島財団

(4) 森林ガイド事業者

	観光施設	所在地	電話/ F A X	概要
1	国頭村森林セラピー協会(ぬち ぐすい・やすら木の会)	国頭村奥間 1569 番地 1 (観光協会内)	0980-41-2420	森林セラピーのプログラ ムを提供
2	あしむりの郷	国頭村辺戸 14-1	090-3012-4280	ヤンバルクイナ観察ツア ー、自然観察及び民芸品 作り体験と総合的なツア ー
3	やんばるエコツーリズム研究 所	国頭村安田 248-1	0980-41-7966	エコツーリズムのプログ ラムを実施

(5) 公的団体および防災上重要な施設

	機関名	所在地	電話番号
1	名護警察署	名護市東江 5-21-9	0980-52-0110
2	国頭地区行政事務組合消防本部	国頭村辺土名 1727	0980-41-5100
3	国頭村社会福祉協議会	国頭村辺土名 1709	0980-41-5231
4	国頭村立保健センター	国頭村辺土名 1437	0980-41-5767
5	国頭村立診療所	国頭村辺土名 1437	0980-41-7511
6	国頭村立東部へき地診療所	国頭村安田 170	0980-41-7511
7	沖縄県農業協同組合 国頭支店	国頭村辺土名 1510-3	0980-41-2202
8	国頭漁業協同組合	国頭村辺土名 264-3	0980-41-2588
9	国頭村森林組合	国頭村与那 1258	0980-41-5421
10	国頭村商工会	国頭村辺土名 264-1	0980-41-5116
11	やんばる野生生物保護センター	国頭村比地 263-1	0980-50-1025
12	琉球大学奥の山荘 事務所	国頭村奥 2221-2	0980-41-8952
13	琉球大学与那フィールド	国頭村与那 685	0980-41-2242